

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十九号

昭和四十七年四月十八日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 佐伯 宗義君

理事 中川 一郎君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 佐藤 樹樹君

理事 堀 昌雄君

理事 二見 伸明君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 谷村 裕君

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主計局次長 大倉 眞隆君

通商産業大臣官房審議官 飯塚 史郎君

通商産業省鉱山部長 青木 慎三君

通商産業省炭部部長 桑原 敬一君

労働省職業安定局長 桑原 敬一君

委員外の出席者

厚生省社会局長 藤森 昭一君

通商産業省化学工業局化学第二課長 小幡 八郎君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三九号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 前回に引き続いて質問をいたしますが、石油資源の開発体制について、前回田中通産大臣の御出席を求めてお話を聞いたわけですが、なかなかどうもそんなことでいいんだらうかという疑問は、依然としてぬぐい去るわけにはいかないわけなんです。一体石油資源の開発の体制を、日本には日本の特色があるのだ、こういうこととていまいかな体制をそのまま引き継いでいこうという考えを一步も出ないのではないかと、こういうふうにも思いますが、この問題について、国営的なものにまで持っていく、ENIあるいはERAPのような形、こういうものがある。こういう方向にいくつもりではないのかという見解も私も聞いてみたいと思ふ。しかし、それは言っても、いままでの長年の経過というものが、伝統というものを一挙にそこまで持っていくかどうかという点については、かなり疑問もあるわけなんです。それならば、せめて政府の強力な指導体制のもとに、石油開発公団というものができたけれども、これが次から次に出てくる資源開発の会社、個別資本にちよびちよびと投資をしてくいていくという程度の体制では、これはもういかにも貧弱で、抜本的な資源対策に本腰を入れて乗り出している日本の体制ではないのじゃないかというふうに思ふわけなんです。

そうだとするならば、少なくとももっと強力な

政府の指導方針というものを示して、ドイツのデミックスくらいのところまでは、そういう指導というものをやっていたかなければ、石油資源の安定供給、低廉供給、こういうようなもの、またそれにふさわしい資源供給源の分散化とか、自主開発というようなことが大きく進んでいかないとはいないか。六十日の備蓄、あるいは自主資源のシェアを三〇%に持っていくというふうなことで計画年次化しても、全然それはだめであったというふうな結果に終わらざるを得ないのだらうと思ふ。

そういう点で、いまの体制をそのまま進めていくだけの点なのか、何らか抜本的な、発想の根本を変えた開発体制というものを實現する気持ちがあるのかどうかということを、もう一べんひとつ聞いておきたい。

○飯塚政府委員 資源の開発につきまして、各国それぞれ事情に基づきまして、いろいろな形態があるわけですが、日本におきましては先生いま御指摘のような民間主導型を中心にしたしまして従来からやっておるわけでございます。公団なり国はそれに対して補完的な役割を果たすという基本的な姿勢で進んでおるわけでございますが、ただわが国の現在の開発の体制を見てみますと、幾多改善すべき点はあるわけでありまして、先日先生が御指摘なさいましたように、非常に資本金が寡少な企業が開発をやっております、それで十分やれるかという御質問もございましたけれども、三十近くの会社が現在海外において開発に従事しているわけでございますが、その力は必ずしも十分とはいへません。これらの集約化ないし体制整備について、私どもとしては抜本的に考えていく必要があると思ひます。その一つといたしまして、三菱石油開発のごとき統括会社ができつつある機運にあるわけござ

います。私どももいたしましてはこういう機運をできるだけすみやかに助成、助長していきたいというふうに考えております。その統括会社を中心にしたしまして民間の開発体制を積極的に進めていき、これに対して公団が投資をするというところで当面考えていきたいと思ひますが、そうやっていきまして、なおその上でわが国の開発の状況等を見た上でさらに必要があれば検討を加えていくということにしたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 きょうは公取を呼んでなかったのですけれども、統括会社というものがさうに発展をすれば、いわゆる持ち株会社というふうなものに発展する可能性というものが十分ある問題だと思ふのです。持ち株会社ということになると、日本の独占の禁止公正取引確保に関する法律、いわゆる公取法に違反をするのではないかと、こういうことも出てくるというふうなことで、その辺のところは非常に一つの問題点になっている。このことは別の機会にまたやりたいと思ひますけれども、やはり何らかの形で、いかにもばらばらの体制とわれわれの目に映っている今日の状況というものをひとつと交通整理をする、戦線整理をして、資源の開発、精製、販売、こういうふうなものが一貫体制とれるように、これは今日までの国際石油資本の姿のようなこと、こういふことで、必ずしもそのことで国民の利益がはかられるかどうかという点疑問なしとはいえないけれども、そういう方法というものがあつた程度はそういう害悪という面を除きながら、くふうをこらしてそういう総合一貫体制というふうな独特の法をいわれる害悪とされるものを排除しながら、しかしそのいい面を實現していくというふうな何らかの形、それを徹底的に突き詰めていけばENIあるいはERAPのような形というものが

がやはり一番国民的な利益にかなうものである、ナショナルインタレストにかなうものであらうというように思うわけであつて、これは新しい芽も出ているということで、その推移も見ながら考える、こういうことでこの際はその程度にしておきたいと思うわけであります。

ところで石油開発公団法一部改正案が今度の商工委員会にかかりまして衆議院を通過したわけですが、LNG、天然ガスの開発への投融資からさらにまた精製、備蓄、輸送、パイプライン、こういうところにも手を出していく、こういうことになるわけでありますが、大体この石油開発公団が出してきた経緯というのは、自主資源の開発という立場における石油そのものの開発ということが中心であつたろうと思うわけなんです。そこへ石油と全く一〇〇％代替関係ではないかもしれぬけれども代替関係に立つ天然ガス、しかも公害がやましくなってきた今日において、石油よりはローサルファの、あるいは一酸化炭素の発生がない天然ガスというものが代替し得る部面というのが非常に大きいわけですから、その部面の開発というものを加えていくということは私はあえて異を唱えるものではありませんし、またそういう方向でけっこうだろと思うわけでありますが、いわゆる一貫体制の中での、言うならば下流部門である備蓄、精製、輸送、パイプライン、こういうようなところに開発公団がやはり手を出していくということになりますと、開発公団法のこの面における自主資源開発という本来の目標から目的が非常に分散化してしまつて、本来の探鉱、資源開発という問題が非常に薄められた形になつて、その面がかえつて後退をするような、分野を広げ過ぎて本来のところが後退をする可能性はないのかどうかということが少し心配になつてきたわけです。石油開発公団というものがERAPとかENIのようなものになつていくんだということならば総合一貫体制というようなことで、しかもこれは強力な国の監督下にもあるわけです。特別会計を通じて開発公団にも出資をされたり交付金が

行ったりするわけですから、国の監督も十分入るといふ準国営的なものとしていいんだと思うのですが、今日のような体系の中でそういうようにあれにもこれにもというように手を出していくと、本来のところを忘れやせぬのか、こういう疑問があるのですが、その点はどのようにお考えですか。

○飯塚政府委員　今回の公団法の改正によりまして、新たに公団の業務として付加いたしましたのは天然ガスの採掘並びに備蓄のための資金供給等でございますが、ただいま先生が御指摘なさいましたCTS、パイプライン等の業務は公団の業務の中には入っておらないわけであります。備蓄につきましては、従来の公団の業務とは若干異質のものであることは事実でございますが、公団法の目的といたしましてはやはりわが国の石油の安定供給に資するというのが一つの大きな目的でございます。原油の備蓄につきまして安定供給の業務を行なうことによりましてわが国の安定供給の一環に資するというわけでございます。ただ、今回公団に付与されます備蓄関係の業務というのも、公団から備蓄を行ないます石油精製企業に対して資金の供給を行なうという点でございます。公団みずからが備蓄を行なう、そういうような非常に大きな業務になるわけではないわけであります。

それからもう一つ、今回備蓄を行なうようにするににつきましては公団法の附則におきましてその業務を追加させたわけでございますが、その附則の中の書き方も「当分の間」ということにいたしておりました、公団が今後ずっと長期にわたって備蓄のための資金供給の業務を行なうようにすべきかどうかというのはもう少し先の時点において検討すべき問題かと思いますが、とりあえずのところは「当分の間」ということでこの業務を付与しておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 「当分の間」というのは、それではどのくらい年の年限なのか、それから「備蓄の増強に必要な資金の貸付けを行なう」ということ

なんですが、これも「当分の間」というものがかかってそういうことになっているわけですから、C.T.S. 関係にこの石油開発公団から資金の貸し付けというのは全くない、こういうように理解してよろしいのですか。

○飯塚政府委員　そのとおりであります。全くございませぬ。

○広瀬(秀)委員 「当分の間」というのは。

○飯塚政府委員　公団の融資の期間といたしましては、三年据え置き五年年賦償還ということと考
えておりますので、そのくらいの期間が一応想定
されるわけであります。

○広瀬秀委員 「備蓄の増強に必要な資金の貸付け」これは原油の輸入資金、こういうように限定されておるのですか。備蓄の増強に必要な資金というのはどういう範囲をさしておるわけですか。

○飯塚政府委員 原油購入のための資金でございます。三年間で十五日分の備蓄増強をはかる予定でございますが、各年五日分ずつの増強のための原油購入をする。なお原油以外のタンク等の建設が必要でありますけれども、この分は開銀から融資をさせることにいたしておるわけでありま

○**広瀬秀委員** 現在まで石油開発公団法による投融資が行なわれておるわけですが、内容を別に、貸し付けの条件、融資の条件、金利の問題、あるいは返済の期間あるいは条件、こういう問題について一応説明をしていただきたい。

○飯塚政府委員 従来石油開発公団から投融資いたしておりますが、大部分が投資のほうでございます。現在までの実績ですと、ほぼ八割くらいになるかと思いますが、八割ぐらいい出資でございます、残る二割が融資になっておりますが、融

資の条件といたしましては利率が六・五%、返済期間は据え置きを八年といたしまして十八年以内ということになっております。

○広瀬(秀)委員　そこでデミネックスなんかの例を見ましても、いわゆる成功払い、あるいは成功

しなかった場合にはそれは補助金にするのだというようなことがあるわけですが、そういう条件というものはどういうようになっておりますか。

○飯塚政府委員　融資につきましては探鉱、つまり試掘まで行ないまして、商業生産量にまで達する見込みがないという場合には、その融資の元本、利子の全部または一部を免除することができるといふことにしておるわけであります。

○広瀬秀一委員 このドイツのデミネックスの例を見ますと、探鉱資金の七五％まで融資をする。そして成功払い融資ということで、油田が発見されない場合は返済を免除するというようなことがあるのですね。あるいはまた原油の買収をする。

あるいは既発見油田の取得、原油採掘会社の株式取得、こういうような場合には三〇％の国の補助金が出る、この補助金についてはもちろん補助金ですから返済は不要だ、こういうようなことがあったり、あるいはタンカー建造への助成も行な

われる。こういうことになっている。しかも金利は五%、油田発見後二年目から元利の返済をするというのですが、元利の支払いは、生産量に比例をして一トン当たり三ドイツマルク。天然ガスの場合にはキロカロリー当たり〇・三ドイツマル

クと、こういうように非常に条件がいいわけですが、日本の場合にはこういうものに対して成功が、い——いままで石油開発公団で、たとえば三億、四億というような小さな企業で資源開発、探鉱、試掘をやっているわけです。そういうようなと

は。

○飯塚政府委員　ドイツの例の場合との比較の御

質問がございましたが、ドイツは確かに成功払い融資ということで非常に進んだ制度を持っておりますが、わが国の場合には、先ほど申し上げましたように、公団の出資の分が、つまり投融資のうち出資の分が八割を占めているわけであり

ます。出資を仰ぐか融資を仰ぐかは、これは相手の企業側のオプションにまかしておるわけでございますが、結果といたしまして八割が出資、つまり無利子の金を使っておるわけでございまして、この点から考えますと、相対的にはドイツの場合よりも日本のほうが、むしろ開発に対する政府の力は公団の力の入力方というのは進んでおるのではないかとというふうな見方もできるかと思ひます。

それから、融資をしたものが成功しなかった場合に、その返済をどうするかという問題でございしますが、これは先ほど申しましたように、試験の結果、商業生産量に達することができないということが明白になった場合には、元本融資の全部または一部を免除することができるとしてございまして、ある意味の成功払い融資的な制度を取り入れておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 大体自主開発が急速に始まったのは四十一年ごろからだったろうと思うのですが、その間に四百四十八億からの投資がなされておるわけですけれども、現在までにこの石油開発公団から投資されてもうすでに試験に失敗をしなければならぬ失敗をして倒産をする、こういう会社は一つもないわけですか。今後ともこういう事例というのは、倒産した場合に出資者が損害を受けることは間違いないことだけれども、そういう事例というのはあつたのかなかったのか。

それから、いま二十八社もやっているこの中で、だいたい失敗に失敗を重ねている、あるいはまた非常に幸運に、ラッキーに当たったというところもあると思うのですが、そういうものをおしなべて、今後一体どうなるのか、こういう見通しをひとつはつきりさせていたいただきたいと思うのですが、いかがでございましょう。

○飯塚政府委員 現在までのところ、最終的に失敗したという判定を下しているところはございせん。石油開発の期間というのは長年時を要するわけでございますので、まだ四十一年当時からですとせいぜい五、六年程度のことでございします。

で、もう少し時間をかけないとその成果というのはわからぬというのが実態かと思ひます。

○広瀬(秀)委員 では、次に質問を変えます。

この備蓄の問題で、単に備蓄だけではないけれども、CTSというものが、鹿児島県の喜入にできた、しかもこれは公害防止などについても非常に最新の注意を払われて、地元にも非常に喜ばれているというところが、私どもの勉強した範囲では言われておるわけですが、この備蓄と、さらに輸送コストといいますが、一次輸送コスト、二次輸送コスト、こういうコストの低下をはかるためにも非常に有利なものである。安定供給と低廉というものにも奉仕できるものとして非常に大きな注目を浴びておるわけなんです、このCTSのねらいというものは、整理してみてもどういふところにあるわけですか。

○飯塚政府委員 最近タンカーが非常に大型化されてまいりました。これが石油輸送のコストの低減に役立つということで、大型タンカーを横づけにして原油を大量に備蓄できる場所を確保するというのが一番大きなねらいかと思ひます。

第二は、その原油中継基地からあと、製油所までの間は、パイプラインないしは小型タンカーによつて、小回りのきく輸送を能率に行なうというところになると思ひます。現在までのところ、まだCTSから製油所までの間はパイプラインで原油を輸送しているという例はございせんけれども、将来は必ずそういうことになっていくかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 日本の製油工場といいますが、そういうようなものは、やはり東京近辺、京浜工業地帯、さらに四日市とかいわゆる太平洋ベルト地帯あるいは瀬戸内海というところに、工業の中心あるいはまた石油精製業というふうなものも集中しているという情勢があると思ひますが、このCTS、これは備蓄の問題にしましても、またCTSから製油工場に至る輸送の問題を合理的に効率的に解決するという問題からも、たいへんいいアイデアであることに間違いないと

思ふのでありますが、今後、そういう日本の太平洋ベルト地帯にそういうものが集中している、それにできるだけ近く、製油工場に近いところにやはりそういうものを立地させるということが必要だろうと思ふわけなんです。そういうことになつてくると、はたして土地が、いわゆる道地、少なくとも九十万平米、三十万坪ぐらいのものは必要だということ、それからタンカーの大型化に伴つて、港も水深三十メートル以上というふうなことも条件になつてくる。その海面との高低差が八十メートルぐらいでなければならぬというふうな問題、もろもろの立地条件というものがあつてやうであります、そういうものと、しかもできるだけ製油工場に近い土地が、いわゆる二次輸送でコストを下げていくという面でも必要だろうと思ふのです。そうしますと、かなり限られてくる。たとえばむつ小川原地区の開発計画がある。

あの辺にかりにつくるとすれば、あそこへ新しくまた製油工場というふうなものを立地できるかどうかというふうなことも考へて、原油を陸揚げするところとパイプラインですぐつなげる、あるいは二次輸送にタンカーを使わなくてもパイプラインで、揚げると同時に製油工場に運べるというふうなパイプラインというふうなものは、ある程度やはり限られたものになるというふうなことを考へると、そういうものも将来考へていかなければならぬだろうと思ふのです。

新しいCTSを建設するという場合に、その近くにそういう製油工場を中心として、また石油コンビナートというか、もちろん公害を排除しながらという条件のもとにやうなことが必要になつてくるだろうと思ふわけですが、CTSはCTSでまた最もいい条件を考へて、二次輸送というものは、そういう製油工場を新しく近接してつくるのだということを考へないでやるものなのか、そういうところは一体どういう関係にあるわけなんです。

○飯塚政府委員 土地の状況が許せば、CTSとコンビナートとは近いところにあることが望まし

いかと思ひます。しかしながら、わが国の現状から見ますと、現在製油所がございしますところはかなり過密化いたしておりますし、それから特に東京湾あるいは瀬戸内海等、湾内は非常に交通が錯雑しておる状態でございますので、交通過密化地域の過密化対策並びに湾内の過密化対策、両方に対する対策といたしまして、たとえば千葉県の富津港におきましては、具体的計画が会社のほうでつくられておりますけれども、千葉県富津にCTSを置いて、東京湾岸にありまして製油所への原油の輸送を行なう、それからあとは、従来は製油所までタンカーが直接持ってきたわけでございしますけれども、湾内にタンカーが入るのをできるだけ排除して、湾口のところにありますCTSで原油の積み揚げを行なうというふうな必要も出てくるわけでございます。現実の問題としてはそういう例のほうが多いかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いま国内で十幾つかの候補地を調査している段階のようでありまして、このCTSは大体どのくらいの、常時原油貯蔵の残高というものがどのくらいの規模のものを何カ所くらいつくつたら、この六十日の備蓄という問題にもかない、また二次輸送コストを下げるというふうなことになるのか、そういうCTS構想について、十六カ所を調査しているようですが、その中で最も適地を選んで何カ所くらいつくればこのCTSとしては足りるのか、こういう見通しはどういふことになつていいますか。

○飯塚政府委員 通産省で立地的な調査を行なつておりますが、御指摘のように、日本全国十七カ所がCTSの適地候補として考へられるわけでございしますが、将来何カ所現実的にCTSを建設するかというのには、製油所の操業等との関係もございします。いま明確には申し上げられませんが、将来はもと、一CTSの規模といたしましては、七百万ないし一千万キロの原油の備蓄量としては、七百万ないし一千万キロの原油を備蓄できるようなタンクを置いていく必要があるかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 何カ所ですか。

○飯塚政府委員 CTSの数は、製油所の操業等の関係もございまして、いま明確に何カ所になるというところは申し上げられませんが、一CTS当たりの規模を申しますと、原油の備蓄量としては、常時七百万ないし一千万キロを備蓄できるぐらいのタンクを保有することになるのではないかと思います。

○広瀬(秀)委員 現在石油精製工場がある。そういうところ、石油工場の中に十五日分これからふやしていくという、そういうものに沿った形でこのタンクを増設をして貯油施設をつくっていくというようなのは、やはり限界に達して、もうそれはできないんだ。やはり備蓄ということと、それから輸送の二次コストを下げたいということ、うなものと兼ね合わせた意味でCTS構想というのが出てくると思うのです、端的に言ってしまうとですね。したがって、十五日分ふやして六十日まで持つていくということは、やはりCTSの構想にかんがわっている、こう見ていいわけですか。その他の、石油を貯蔵していく方法というものはあるんですか。いまのところはCTS構想というところがその目標をなす方式なのか。その辺のところを明らかにしてください。

○飯塚政府委員 さしあたっての十五日分の備蓄につきましても、大体が現在の製油所が持つております敷地の中で何とかやりくりできるんではないかというふうに私も考えております。ただ、合理的な原油の輸送等を考えますと、CTSの建設を急ぎ、そこからの原油供給というものを考えるべきではないかというふうに考えます。

○広瀬(秀)委員 石油パイプラインの敷設法というのですか、建設法というのですか、これが商工委員会に出されましたが、このパイプラインに対する計画というのは現在どういう実態にあるわけですか。

○飯塚政府委員 現在、関東地方におきまして三本のパイプラインが具体的に検討されておりますが、一本は、成田空港公団が行なっております千葉から成田までのもの。それからもう一つは日本

国有鉄道が、横浜から、八王子を通りまして、埼玉の川越地区に至りますもの。それからもう一つは、石油精製業界が共同で建設を考えております千葉から栃木に至るライン、この三本が現実的に計画されておるものでございます。

なお、そのほか構想をいたしましては、北海道、阪神、名古屋地区等についてございすけれども、まだ構想の域を出ておらないわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、国鉄がやった、あるいは石油業界がやった、千葉—成田間は、これはどこがやるわけですか。

○飯塚政府委員 空港公団でございす。

○広瀬(秀)委員 空港公団が直でやるわけですね。この空港公団がやるというのは千葉—成田という特別なところであらうと思いますが、一体このパイプラインというのは、いわゆる輸送手段なのか、供給手段なのかという基本的な論争があるわけですが、この点は通産省はどういうようにお考えでしょうか。

○飯塚政府委員 石油供給の合理的な手段でもありまして同時に、やはり輸送の手段でもある。パイプライン事業というのは、日本におきましては新しい事業形態でございすので、そういう両面を持つた新しい事業形態というふうに私も考えております。

○広瀬(秀)委員 両面を持つていられる、こういうことでありますが、いまお話があったこの第一次の計画は、横浜—八王子—川越というものがあつた。これは、まさにこの程度のパイプラインというものは石油の運搬であり輸送であらうと思うわけですが、そしておそろく、栃木というような業界がやるものは、これはどこに付なぐのか知りませんが、現在国鉄の貨物基地ができています。あそこには貯油タンクができています。そこへおそろくつなぐのではなからうかと思うわけですが、そこから先はやはりタンクローリーになっていくだろうと思うんですね。したがって、消費者に直接

パイプラインでいくというようなのは千葉—成田間のものぐらいいいかなんではないか。あとはやはり、これはもう輸送手段なのではないかというように考えられるのですが、将来の問題として、この千葉—成田間における、船から直接飛行機のところ、最終需要者といふか、そういうものに供給される、こういうようなものは非常に例が少ないと思うんですが、将来の構想として、この千葉—成田間というようなのは将来ともほとんど出てくる予想でございすか。それともやはり中間の石油あるいはガソリンの輸送のタイプだということのほうが圧倒的に多いんじゃないかと思うんですが、いかがでございすか。

○飯塚政府委員 空港公団等への供給の例はそう多くはないと思います。やはりパイプラインの大宗というのは、国鉄あるいは業界がやっておりまして、輸送手段であるかと思ひます。ただ、これは輸送手段であることは事実でありますけれども、大体が、国鉄ラインにいたしましては業界のラインにいたしましては、製油所から直接油を運んでいくということとでございすので、製油所からの油の供給の合理的な一つの解決策であるという面も十分考えられるというふうに思ひております。

○広瀬(秀)委員 まだ、あと若干開きたい問題があるんですが、きょうのところはこの辺に終つておきたいと思ひますが、この石油資源の問題は日本にとっては非常に重要な問題ですから、今後ともこの自主資源の開発、供給源の分散化というような問題については、十分国の力も投入をするというような立場と、それから安定供給、価格の低廉をやはり維持していくという立場で真剣に取り組んでいただくように要請をいたしまして、終わりたいと思ひます。

○齋藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 石炭対策特別会計法の改正について、先日大臣に基本的な問題を伺ひましたが、この中で一つ、石炭審議会が、今度答申を出すための見当として、五十年の出炭量について中間

のたたき台をつくつて、これで検討しておりますが、なかなか出炭側、それから需要者側と、これらの意見の相違があつて非常に難航している、こういうことでありまして、通産省としては何とか五十年二千万トンの線で妥協点を見出していきたい、こういう通産大臣の答弁がありました。しかし、やはり需要者側等の公害その他を考えると、相当むづかしい問題ではないかと思うのですけれども、この点についてももう少し、どういふ方向で協調を進めていきたいのか、伺つておきたい。

○青木政府委員 先日大臣が御答弁いたしましたのは、三月三十一日に石炭鉱業審議会を開きまして、今後の石炭政策を樹立、策定するにあたりまして、昭和五十年の需要を二千万トンを下らないように、需要業界の一その協力を得て、最大の努力をするようにとの決議をいただいたわけでございます。この決議がございす段階におきまして、従来需要業界からとりました需要の総額は約一千五百万トンでございまして、生産業界のほうから供給を希望する数字をいたしましたのは二千八百万トンくらい数字が提示されておつたわけでございます。需要業界のほうの需要量をなかなかふやせない理由には、一つは電力業界における最近の公害問題がございまして、ばいじんの問題、S分の問題、その他ございまして、既存の火力発電所で石炭をたくことが非常にむづかしくなつてきているという現状を踏まえての御意見でございます。一方、原料炭の主要需要業界でございます鉄鋼業界は、現在非常に不況でございまして、従来の生産計画に比べて、現実の生産が非常に落ちておりますので、外国との長期契約の点もございまして、なかなか国内炭の引き取り需要をふやすことは困難である、こういう事情が述べられたわけでございます。しかしながら、現在の昭和四十七年度二千七百五十万トンの生産から千五百万トンという数字に落としますにつきましては、非常に大きな混乱を生じますし、ひいては産業全体が崩壊する危険もございすというこ

とで、中立委員を中心としたしまして、通産省のほうでぜひ二十万トンを下らないような需要を出につとめて、こういう決議をいただいたわけでございます。一部委員に反対はございませうが、大勢はこれで今後の政策問題を詰めていけ、こういう御意見だったように思っております。

○松尾(正)委員 あの際に労働代表は、結局二十八万トンないし三十万トンを要求しておつた。したがって、そういう線での妥協ということでは、労働者を守るためには合意できないということとで棄権をしておる。この面が相当むずかしい問題になるのではないかとおもうのですけれども、これらとの話し合いはどの程度進んでいるのですか。

○青木政府委員 労働代表は労働組織として三つございまして、いわゆる炭労と申しますのと全炭と申しますのと、職員を中心とした炭職協という三団体ございまして、それぞれの代表が委員になっておられますが、非常に強い意見を持っておられますのは炭労の代表の委員でございます。その後も、昨日も炭労側とはいろいろ意見の交換をしておりますし、まだ炭労側としては納得いかないという態度を捨ててはおりませんけれども、今後とも政策の内容に關しまして漸次交渉を続けながら理解を得てまいりたいというふうに考えます。

○松尾(正)委員 そうすると、炭労以外では大体合意の線は出ている、こういうふうに理解してよろしいですね。

○青木政府委員 反対の態度を非常に強く表明はしないという段階でございます。

○松尾(正)委員 これはエネルギー源に革命が行なわれていくところでありまして、相当むずかしい問題だとは思いますが、とにかくひとつ十分話し合いをして、しかも三十万トンの要求に対して二十万トンの出炭を決定するというような場合には、これらの人たちの納得のいくような線での話し合いを進めてもらいたいということ、特に強くこれは要望しておきます。

それから、第五次石炭対策がこれで最後だ、こういうふうに新聞報道等で行われておりますが、この理由はどのようなことなんでしょうか。

○青木政府委員 最後の石炭対策だというふうに私も必ずしも考えているわけではございませうけれども、従来一次策から第四次策までまいりまして、現在の第五次策と申しますか、新しい政策の重要な目標がほぼ二十万トンを下らないという程度になりますと、石炭の生産規模も非常に下がってまいりますし、この辺で将来にわたってどのくらいの安定をするかという点の見通しをつけたいという希望が非常に強まっておりますので、少し長期にわたって安定的に換えていくかどうかという見きわめを、この政策でつけたいという希望が、経営者にも労働者にもあろうかと思っております。したがって、そういう点をとらえて最後の石炭政策ということがいわれているのだというふうに私も解しております。

○松尾(正)委員 確かに石炭より高効率な石油、それから原子力等、これがだんだん変革していくことは当然の成り行きだと思っております。しかし、労働政策面、それから公害対策という非常に重要視されている政策から考えても、また一方非常にむずかしくなった石油事情等から考えてみましても、これは五十年以降も、石炭の需要が少なくなつたから、これでもう振り切ってしまうというようなことは断じて許されません、こう思うのです。特に今年度新しく総理は政策の基本方針として、いままでの量的生産主義から、国民福祉の政策に大きく転換をするのだということを表明しておる。この政策の転換、いわゆる国民福祉という立場から考えてみたときに、いままでわが国のエネルギーをずっとささえてきた、産業をささえてきた、この石炭、産炭者並びに労働者、産炭地域等に対する考え方というものは、決してうしろ向きにしてはいけません。

確かに石油政策は大幅に前向きでなければならぬ。一方、石炭はうしろ向きであることは、これはいかなる事実でありますけれども、その対策

については、これはうしろ向きで切り捨てるというようなことは断じて許されません。そういう面で石炭対策特別委員会等でも参考人と呼んだり、相当議論を進められておりますけれども、五十年に大体二十万トンとすると、現在の出炭量は大体三千万トンですね、ですから一千万トンの閉山なしいし整理をしなければならぬ、これだけでもたいへんな問題だらうと思うのです。したがって、英国等では一億五千万トン、それから西独では一億トンですか、フランスでは二千五百万トン、こういうふうなそれぞれ国営ないし共同体で国内炭の位置づけをはっきりしているわけです。

したがって、この間通産大臣に聞きましたところ、第五次の五カ年先の成り行きを見て、こういうことでありましたが、成り行きを見て、そのときになつては非常におそいと思つておるのです。したがって、通産省としては、ここでエネルギー源が大幅に変革していく中で、わが国の石炭はいろいろな保証をするのだという、この位置づけをきめるべきだ、こういうことで通産大臣に意見を聞いたのですけれども、時間の関係で、そういうことで終わっているのですが、これらについては事務局として当然考えていっていいのではないかと。二十万トン程度のものは現在の石炭特別会計の中の関税で一応まかなえる、こういう見通しであります。ですから、これは位置づけをはっきりしていくという方向でやるべきではないかと、こういうふうに思ふのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○青木政府委員 ただいま御指摘のとおり、残された国産のエネルギー資源としましては、二十万トン程度の需要は確保すべきだという御意見もたくさんございまして、また、閉山に伴います社会的影響は、だんだん最近炭鉱が北海道に寄つておきますので、そこに、そういうほかの産業に転換しにくい地域のほうに展開しておりますので、この社会的影響も非常に大きくなりつつありますので、事務局として、審議会で御決定いた

だいた二十万トンを下らない線ということを維持すべく、どういう政策を立てるべきかということにつきましまして資料を提供しつつ、審議会でも十分議論をしていただきたい、こう思っています。

○松尾(正)委員 いやいや、審議会でも検討してもらうのではなくして、通産省として、いわゆる国の政策としてこれくらいのものはもう当然守るべきだという、こういうものがあつていいのではないかと。もちろんいままでずっと審議会で結論を得てきてやつたのですけれども、もう第五次石炭対策についても、これが最終だというようにことが論議されている段階で、これがまた第何次、第何次と継続するのならば、これは審議会の意見を聞いてやるということもけっこうだと思つていますが、けれども、そういうことが言われて、もう三千万トンの出炭量をあと五年で二十万トンにという、こういう段階にきたならば、さらにこのあととんど人も縮小していくのか、あるいはこの程度のもものは当然輸入炭等がある程度押えても国内でまかなうべきだ、これがいわゆる石炭対策と石油対策を一緒にした会計の中でみていく趣旨もここにあらうと思う。そういう意味で、審議会に一任して、審議会の意見でどういうふうにするのですよというところでなしに、通産省としては、基本的にどうなるか、それを聞いていくわけなのです。

ですから、もし、では審議会で、石炭は鉱害的に非常にマイナスである、したがって、ゼロにするのだという答申が出たならば、そのとおりやろうとするのですか。

○青木政府委員 通産省としましては、この線に沿つてぜひこの二十万トンを下らない需要を確保しつつ、この生産規模が維持できるような政策を立案したいと思つておりますので、その方向で立案しながら、審議会にもその方向でおはかりしてまいりたい、こういうふうに私考えております。事務局としてはその線を進んでまいりたいと思つております。

○松尾(正)委員 これはそういう方向でぜひ、英

国あるいは西ドイツ等も石油に比べて公害その他で大きなマイナスのあることは十分理解をしながら、なおかつこういうふうに英国ないし共同体で位置づけられていることは、やはりいままでの政策というものを十分考慮しているからであらうと思う。そういうわけで、ぜひひとつ何らかの形で位置づけ、こういう方向で検討を進めてもらいたい、こう思うわけなのです。

それから次に、この中に鉱害対策を十分にやっていきたいということが一項目あげられておりますけれども、先日の本会議でわが党の同僚議員が、現在廃鉱が五百カ所ほどある、これに対する対策が非常におそろしくなっているという質問を行ないました。これに対して通産大臣は、大体二百五十ほどの廃鉱については調査をし、手を打っていないけれども、あとのものについては手が回らない、したがって、調査が大事だからすみやかに調査をしたい、こういう答弁があったのですが、この廃鉱の中には、石炭並びに鉄鉱その他があると思うのですが、廃鉱五百の中に石炭関係の廃鉱は幾つあるのですか。

○青木政府委員 その廃鉱と申しますものの意味がちょっとわかりかねるのですが……。

○松尾(正)委員 閉山したものです。

○青木政府委員 閉山したあとに残りますものにつきましては、私どものほうとしましては、閉山を行ないますと、坑口を閉鎖をして入れないようにいたしますので、そこから、廃鉱の坑口そのものから出てくるいろいろな弊害は、それほど多くないものと思えます。問題になりますのは、その鉱山を廃止した後に、いろいろな地盤が沈下したり家が傾いたりというようにゆるゆるの被害が起こる場合が一つでございます。もう一つは、石炭鉱業の特質といたしまして、石炭を掘りましたあとにボタ山ができて、このボタ山がときどきいろいろな弊害を起こすというようにございませう。

ちよつとわかりかねるわけですが、いわゆる地盤沈下とかあるいは家屋の被害とか、こういう被害につきましては、臨時石炭鉱害復旧法というのがあります。それで従来廃鉱になりまして、無資力になりまして、復旧を続けております。これはこのし期限が切れますので、十年の延長を今国会でお願いしておるところでございます。

それからもう一つの弊害でございますボタ山につきましては、これは鉱山が生きている限り、鉱山保安法で鉱業権者にその被害が起らないような措置を義務づけておりますが、それが閉山になったあと、ボタ山として残る場合がございまして、その場合の被害につきましては、そのボタ山がくずれて田畑に被害を及ぼしたり河川をよごしたりという場合には、先ほど申しました臨時石炭鉱害復旧法のはうで原状回復をすることになっております。それから非常に危険なボタ山につきましては、石炭特別会計から、これは公害保安局の所管になりますが、補助金を出しまして、県ととも最低限の危険の除去をいたしておるわけでありまして、ただ、それがなかなか全部にわたらないという実態でありますので、これについては今後とも調査をいたしまして、何らかの対策を考えなければならぬ、こういうふうに考えております。

○松尾(正)委員 これは数等もまだ詳細につかんておられないようでございますが、相当危険なもの等もまだ実在するわけですね。したがって、これは早急に手を打つてもらいたいと思うわけですね。それからもう一つ、この特別会計の石炭対策の財源の中に振興対策費があげられておりますが、これでこの間通産大臣は、何か時間が短くてやりきれないから、勘違いされたいと思つて、やりきれない、一たび閉山をした場合に、その受けの影響というものは、まず出炭業者がおります。それからこれに従事しておいた労働者、これらに対しては何らかの形で、不十分ではありますけれども、一応補償の手が打たれておるわけなんです。

すね。ところが一番問題なのは、その関連企業と、その山を中心に生活をしていられる零細の商店等、これらの人の補償面が万全を期せられていないというのですけれども、大臣はそういう答弁をされたのですが、これが石炭対策特別委員会等で議論をされていく経過をみると、非常にたいへんなんですね。まず、閉山となると、その地域の人はたいてい災害を受けたのと同じ突発的な被害を受ける。一つ例をあげると、土地の評価、資産の評価等についても、山が繁盛しているときにはそれなりの評価がなされておるのですが、閉山といふことになる、その資産の評価はゼロになっちゃうわけですね。しかも、その町で商売をやっておいた人は、そこでは全然商売が成り立たないから、転業とやらいうこと、あるいは資産を処分して商売をやるといふことはほとんど不可能なんです。そういう面の手当てというものがほとんどない、いいいほど不十分である。こういった面について、この石炭特別会計を設け、さらに強化して対策を打つていく、こういうたてまえなんです。それから、これらについては十分な被害補償ができるような措置をとるべきではないか、こういう意味で質問したところが、万全の手が打つてあるのだという点なんですか、この点はどうか。

○青木政府委員 閉山によりまして一番深刻な影響を受けます中小小工業者対策につきましては、先生御指摘のとおり、必ずしも私ども十分であるとは考えてはおりません。ただ、制度といたしましては、閉山地域の小工業者に対して、中小企業金融公庫なり国民金融公庫から特別の貸し付けといたしまして、利率、貸し付け限度額、償還期間等である程度の優遇措置をとっております。それから信用保証上の特別措置といたしまして、閉山地域の小工業者に對する信用保証の限度額を二倍に引き上げるという制度を一応用意しております。ただ、いま先生御指摘のように、評価が非常に急激になくなりますために、こういう融資なり

保証の制度が必ずしも十分に働いているとは私どもも考えておらないので、この点、制度の拡充については今後検討いたしてまいりたいと思つております。

ただ、国だけでなく、現在地方公共団体のほうである程度銀行に預託しまして、無担保で貸し付けをするような制度をとっておるところもございまして、そういう地方公共団体とも十分相談しながら、両方の力を合わせて何らかの改善をはかっていきたい、こういうふうに考えております。

○松尾(正)委員 これはいつもそういう答弁をされるのですけれども、現実には非常にきびしいですね。ですから、大きな災害が起きた場合には、その災害の特別補償がある。ちょうどこれと同じような被害を受けた場合には、この災害に準じたような特別措置——これは確かに、中小企業の移転補償とかそういうものでは、一般的に、いま言ったようなある程度きめられた資産が評価額ゼロになるというような例はないわけですね。これは大きな災害でもない限りそういう事態はないわけですね。これを一般的に補償等でまかなおうとしても、現実には無理なんです。特に乏しい地方団体が乏しい中から地域の問題ですから金はある程度出しておりますけれども、これも非常に限度があるということ、災害補償並みの立法措置なり何なりはできないのか、これに対する、実情に應じては必ずや、こういうものが必要ではないか、こう思うのですけれども、これは通産省と大蔵省のほうからも、いま言った一般の補償等はありませんけれども、閉山のときの被害に対してはそれではとうてい十分とはいえないので、こういうものについては災害補償並みの手を打つ必要があるろう、こういう考え方を持っておりますけれども、通産省、大蔵省の意見を伺っておきたいと思つております。

○青木政府委員 ただいま御指摘のとおり、この制度はなかなかむずかしい点が多いわけですが、御指摘のような不備の点もございませう。

で、災害の場合と全く同じということもいかがか
と思うのでありますけれども、何らかの優遇策に
ついて、私どものほうは前向きに検討してまいり
たいと思っております。

○大倉政府委員 たいき通産省からお答えあ
りました。やはり基本的には産炭地域振興をど
うはかしていくのかということであろうかと思
います。そのためには、乏しい財源ではございま
すけれども、できる限りこの特会の範囲の中で産炭
地域振興に振り向けてまいりたい。具体的なやり方
につきましては、お説ではございませうけれども、
やはり中小企業対策としては融資なり信用保証が
とるべき手段ではなからうかというふうには考
えられますけれども、具体的な融資の条件その他につ
きましては、なお通産当局とも相談いたしてまい
りたいと思っております。

○松尾(正)委員 これはこの中でやる分について
はいままでに議論があるわけですよ。それで、
移転その他の補償についても、融資についても全
部保証しようというのであつて、融資額等も相当
大幅に、その事情にはよると思ひますけれども、
増加しなければ、その人たちがいままで二十年、
三十年生業してきておつたのに、そこでばったり
日雇い労働者に転落せなければならぬというよう
なことはあつてはならぬ、こういう趣旨なん
です。したがって、そういうふうな長い間続いた鉱
山が閉山をしたという場合には、やはりそれなり
の臨時的な措置が講じられなければならないであ
ろう。したがって、そういう場合には、この会計で
足りない場合には借り入れ金等をやつても、い
ゆる国がいままで石炭を掘れ掘れといった時代
から、今度は国民福祉に転換をしていき、エネ
ルギー源の性格が変わつたために、やむなくそう
いうふうな榮えておつた一家が没落する、そうい
うのを防いでいくという、これは当然な義務だ
と思うのです。したがって、この特別会計の中
で、場合によつては、この特別会計の中でと
置もとらなければならないし、その責任がある
であらう。それに対する考えを伺つてゐるので、一

般の移転補償とかそういうもので足りない場合の
措置はやむを得ないのか、手を打てるのか、こ
ういふことなんです。

○大倉政府委員 若干ことが不足してござい
ました。うでございませうが、私がこの会計の新しいこ
の勘定から申し上げましたのは、産炭地域振興の
事業に關してはできるだけこまかいいろいろな
ことを考へてまいらねばならぬ、そうでなければ
ば、その地域に需要がついていなければ、幾ら金
を貸すといひましてもその事業としては成り立
たないわけではございませう、という意味で申し上
げたわけではございませう。そしてまた、事業が継続す
るまでの間、それは金融と信用保証の財源は、この会計
ではございませう。国民公庫なり中小公庫とい
う別途の財源を用意してこれに当たつておるとい
つても申し上げたのでございませう。

○松尾(正)委員 これはぜひそういう配慮で処理
には当たつていただきたいということを要望して
おきます。

それから次に、炭鉱離職者緊急就労対策費が前
年度に比べて一億三千万ほど減額になつており
ますが、労働省、これはどういふ理由ですか。

○桑原政府委員 石炭特会の中におきまして援護
対策費は総額としては前年度よりふえておりま
す。いま先生のおっしゃいました点で減つてお
りますのは、その中で、炭鉱離職者援護対策費の中
の炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金が減つて
おるわけなんです。前年度より一億三千八百萬減
つたのであります。これはこの事業に働く方が就
職をしたりあるいは引退をされました関係で、事
業規模が縮小いたしました関係であります。

○松尾(正)委員 それから、もう一点伺ひたいの
は、炭鉱労働者数の推移ですが、四十年には大体
十一万、四十五年には五万人ちよつと、それから
四十六年には四万三千人、こういうことであつ
つとこの炭鉱離職者数は減つておりますけれども、四
十七年度の年間平均の炭鉱常用労働者数と平均年
齢はおわかりになつておりますか。

○桑原政府委員 最近の数字は私ども四十七年の
一月末の数字を持つておりますけれども、常用勞
務者は四百七十九人というふうな承知いたして
おります。それから年齢のほうは昭和四十五年の
統計でございませうけれども、四十一・二歳でござ
います。

○松尾(正)委員 そうすると、ほかと比較してみ
たいのですが、四十六年度の労働者の平均給与月
額について、金属鉱業と製造業と石炭鉱業の平均
月額とそれから年齢の平均、これが区分されて
おつたら伺ひたいのです。四十五年と四十六
年。

○桑原政府委員 毎月勤労統計調査で、私どもの
ほうでやつております調査の資料によりますと、
石炭鉱業の、これは坑内、坑外含めまして平均で
ございませうが、八万五千二百二十九円ございま
す。それから金属鉱業は坑内、坑外含めまして十
万六千二百九十九円、製造業の平均は八万一千十
円。したがって、金属鉱業は石炭鉱業より高く
石炭鉱業は製造業よりも高い、中間的な位置を占
めております。

それから、年齢は、ちよつと私ども平均値を出
すのがなかなかむづかしいと思ひますけれども、構成
比で申し上げてみたいと思ひますけれども、製造
業は特に高年齢者、四十歳ないし五十四歳の比率
が四十五年では製造業では二四・七%でございま
す。石炭鉱業は四十から五十四歳が五六%。五十
五歳以上は製造業が九・三%で石炭鉱業は二・
八%、比較的高年齢者が石炭鉱業はウェートが高
いというふうな思ひます。

○松尾(正)委員 いま給与平均月額と年齢構成を
見ると、製造業者よりもや賃金は上回つてゐる
のですけれども、年齢層が四十歳をこえる者が五
六%と非常に年齢層が高いということが言えま
す。したがって、四十歳をこえた家庭といふと大
体子供たちも三人ないし四人いる、こう考えられ
ます。しかも四十歳をこえた家庭の子供さんとい
うのは大体義務教育以上ということも考えられる
わけでありまして、二人ないし三人の扶養義務を

持つこれらの人の給与が五、六人で八万五千円、
しかも一番かる盛り、これになると非常に生活
がたいへんだということが考えられるわけであ
つたが、さらに今年度から五十年年度までにか
けて大体一千万トンの閉山が行なわれるよう
で、さらにそのあとについても二千万トンの何と
か位置づけの方向で進めたいといふことであ
りませうけれども、はつきりしたものは見え
ない。

○桑原政府委員 今度の石炭鉱業審議会の業
者需要、供給面で五十年二千万トンという線に
対する労働者の非常に強い反対運動があるとい
ふことはうなずけるわけですよ。こういうこと
で、ぜひひとつ、これらの人が苦しい生活をや
つておるのに追い打ちをかけるようなことな
いように、そういうためにもはつきりしたものを
早く打ち出すべきである、こういう考え
方なんです。

さらにこの中で、厚生省の方においてになつ
ておりますか。――生活保護率について、こちら
に資料は添付してあるのですけれども、厚生省で
調査してある四十五年から四十六年度の全
国生活保護者の構成比、それからそれからは全
産炭地の生活保護者の構成比、これらが四十五
年、四十六年度について数字が出ておつたら知
らしていただきたいと思ひます。

○藤森説明員 お答え申し上げます。
被保護階層の全国的な傾向をまず申し上げます
が、これはここ数年来逐年減少の傾向をたどつ
ておりまして、四十六年七月の数字がわかつて
おりますので申し上げますと、被保護人員が百三
十二万人、被保護世帯数が六十六万五千世帯、そ
して人口千対被保護人員といふものを見てまい
りますと、全国平均で二・一六といふことにな
つております。この傾向は四十五年は大体一・三
でございまして、若く減つたといふことになり
ます。それから全産炭地の六条地域といふ点に
つきましては、厚生省の統計ではそうした特殊
地域別にはとっておりませんので、端的な
お答えはできませんけれども、例を筑豊にとつ
て申し上げますと、筑

豊産炭地を含む福岡県の保護率、これは人口千対の保護率であります、これが四五・七、北九州市が四〇・九ということ、全都道府県及び特別市を含めまして福岡県が第一位、北九州市が第二位という状況でございます。それから筑豊の六条地域につきましては数字がありますので申し上げますと、この保護率は人口千対一九・六というふうに数字のオーダーが一つ上がっております。それからなお筑豊の六条地域の中で田川郡の糸田町、この町をとってみますと千対三〇〇、それから金田町千対二五八となっている。いずれも全国平均の二十倍以上という数字を示しております。

○松尾(正)委員 全産炭地の場合がはっきりいたしませんけれども、六条地域というのは炭鉱の中でもたいへんなところですから、これは非常に率が高い。一九といったらたいへんな数ですね。こういうことを考えたときに、石炭対策というものをこの特別会計をもって考えていくというふうなことから、一方石油については前向きにどんな意見が出ます。けれどもこういった日陰の人たちに対する考え方というのは相当後退してしまふ。――首を振ってしまいますけれども、相当後退する。もし後退しないというならば、せめて生活保護者の水準だけでも全国並みに引き上げてあげる措置がいままでにとられていいのではないかと。ところがいまでもこういう産炭地の人たちの生活の向上、振興ということは叫ばれてまいりましたし、生活保護者の救援ということも叫ばれてまいりましたけれども、現状はこういう状態で、全国平均では上がっているのにこの産炭地の状況は何にも動いていない。だんだんと被保護者がふえていく、こういう状態ではいささか手を打っているのだというとはいえないと思うのです。

したがって、こういう生活保護者の平均をせめて全国並みに引き上げてやるということが石炭を特別会計に含めて手を打っていきまふよという政府の考え方ではないのか、こう思うのですけれども、

も、大蔵省としては、これに対してはやむを得ないとか、あるいは手を打ってこれの改善につとめていく、こういう考えをお持ちでしたら、伺っておきたいのです。

○大倉政府委員 ただいまの御指摘の点でございますが、もの考え方といたしまして、松尾委員御指摘のように、この地域、特に六条地域などにつきまして、生活保護の保護率といえますか、それが少なくとも全国平均に追いつく、追いつくということは大変でございますが、そこまで持つていくことを目標にした対策を講ずべきだというのは、先生おっしゃる通りだろうと思います。では、具体的に何ができるかということが私どもも一番苦慮しているところでございまして、先ほどのお答えと重複いたしますけれども、基本的にはやはりその地域に産業があり、需要があればそういうことは起こってこない。そういうことを将来の方向としてねらっている過程では、やはり生活保護という手段を通じてその地域の住民の方をお救いする以外にないであろうと思います。この間の田中通産大臣のお答えでも、今回産炭地域振興事業団と新しい工業再配置の仕事を合わせて新しい公園をつくって、工業再配置の観念の中に産炭地振興も取り入れてやっていくんだという御答弁がございました。それも一つの方法であろうかと思ひます。いずれにいたしましても、この特会の中で産炭地振興事業というものをできるだけ高率に、おっしゃる線まで実現するように運用してまいりたい、こう考えております。

○松尾(正)委員 大蔵省からは非常に積極的といえは積極的、しかし、どうもたよりないといえはたよりない答弁をいただいたのですが、これは石炭部長から、この振興対策費をこの中に組んで、それで石炭産業地域等の振興をはかるのだ、こういうことで項目が組まれておりますけれども、いまの答弁を考えると、通産当局が、石炭関係者がそういう強い要望があれば考えるというふうにも受け取れるのです。したがって、通産省としてはこういうあまりにもひどい、全国の二十倍な

り三十倍ないし四十倍という大幅な開きのある生活保護者等に対して、この振興対策費をもう少し何とかきいて、これらの幅を縮めていく、そしていつまでをめぐらして全国平均に持つていく、こういう考え方を持つておられるのかどうか、その点を伺いたい。

○青木政府委員 産炭地の振興対策につきましては、われわれも毎年非常に苦慮しておるところでございます。ただ、このように事業は、ほんとうに解決するためには、一番端的に申しますと、産炭地に企業がたぐさん進出していただくということがかなめの問題になることは、たまたま大蔵省のほうからも申し上げましたように、企業が行って、そこに需要が起って産炭地が振興するということが一番重要なことだといふふうに考えております。そのために、私どものほうとしましては、特別会計の中から、いわゆる産炭地域振興対策費というものを組みまして、極力企業をそこに誘致するようないろいろな施策を講じておるわけでございします。

ちなみに前年度と今年度のことを申しますと、前年度の七十九億に對しまして今年度八十億という予算でございますが、財政投融資を入れますと、産炭地域振興事業団の事業規模といたしましては、昨年度の百五十九億に對しまして、今年度百九十四億と、わりと大幅の増加を見込んでおる次第でございます。ただこの仕事は、企業がほとんどに移るといふことが一番重要でございますので、非常に時間がかかるという欠点がございますけれども、私もこの事業を年々拡大することによりまして、また大臣がこの間申し上げましたように、工場再配置という制度を組み合わすことによりまして、極力そういう最終の姿に向かつて努力するということをつとめてまいりたいというふうに考えております。

○松尾(正)委員 主管する通産省として、それは事業が振興すれば生活はよくなるのだ、こういう考え方はきわめて消極的なあり方だと思ふ。これから石炭が振興するということは考えられないの

です。だんだん閉山をしていくのでしよう。したがって、いまの段階でこういうふうな全国平均と比べて非常に大きな開きがある。しかも厚生省では、この生活水準等は、だんだんこの率を少なくするように努力しているわけですから、その中でこういう地域が特にだんだん数がふえていくという逆行するあり方については、もったいなくかり当局が守ってあげるといふものがなければ、口でいかに政策を転換して福祉に力を入れますと言ったところで、現実にはこういう面がほとんど日陰が濃くなつていくという姿は、これは福祉政策の転換とは言つていけないけれども、こういう面には全然それが見られない。したがって、たいへんだらうとは思ひます。当局で石油と石炭とを比べた場合に、これをどうん強く発言していけば、非常にうしろ向きな無益な金じやないかという抵抗も強いと思うけれども、あなたのほうではどうにか守らなければ、こういう人たちは泣かなければならぬ。大蔵省でもそういうものについては何とか考えたいと言つておられるのだから、あなたのところでもぜひひとつそういう方向で努力していきたいというものがなければ、私のほうでは出してもいいと思ふのだけれども、あまり積極的でないから、こういうことになつたらこれはまずいと思ふのです。そういう意味で、昨年度よりも振興対策費が一億ふえたのですか――一億増額になつたけれども、その中には、これに当たる分は何も配慮されていないわけですから、したがって、こういった生活水準の向上、これに對して一段の努力をしてもらいたい。時間の関係で強く要望しておきますから、主計当局でもその強い要望には十分こたえて、いわゆる取り残された人々たちをもっとしっかりと守つてもらいたい、こういう強い要望をしておきます。

時間がだいぶ経過してしまつて、肝心な石油のほうの時間がなくなつてしまつたのですけれども、確かに石油対策については、この公団法によつて安くかつ安定した供給を行なう、こういう目的のために石油等の資源開発の促進、備蓄の増

は、石油のほうの時間がなくなつてしまつたのですけれども、確かに石油対策については、この公団法によつて安くかつ安定した供給を行なう、こういう目的のために石油等の資源開発の促進、備蓄の増

は、石油のほうの時間がなくなつてしまつたのですけれども、確かに石油対策については、この公団法によつて安くかつ安定した供給を行なう、こういう目的のために石油等の資源開発の促進、備蓄の増

は、石油のほうの時間がなくなつてしまつたのですけれども、確かに石油対策については、この公団法によつて安くかつ安定した供給を行なう、こういう目的のために石油等の資源開発の促進、備蓄の増

強、流通の合理化、こういうことで四十七年度分二百五十八億圓が組まれて措置がとられるわけですね。先日の通産大臣の参議院における答弁の中でも、石油についてはどうしても多少値上げを余儀なくされる、こういう意味の答弁がありました。何とか押えていきたいけれども、国際石油資本等で、あるいはOPEC等で値上げが行なわれれば全部それを吸収するというのもできないので、そういう情勢に対しては行政指導によって完全に押えるという事は不可能でありまして、う、こういうような答弁があったのです。そうすると、この公団法の目的は、安定供給をする、低廉な供給をする、こういうふうにとれるのですけれども、よそが値上げになれば値上げをしなればならないのだということになると、低廉かつ安定供給というこの低廉の意義が失われてくるのではないかと、こう思うのですけれども、この目的についてはどうなんですか。

○飯塚政府委員 三年くらい前までは世界の原油価格は下がる一方であるというふうに見られておったわけですが、ところが一昨年の半ば以降OPECのメージャーに対する非常な攻勢がございまして、これを発端といたしまして、一昨年末から本年にかけては大幅な原油価格の値上げが招来されております。したがって、今後この傾向は続くかと判断せざるを得ないのであります。原油の絶対額そのものが上がっているのはこれは世界的な趨勢としてやむを得ないと思っておりますけれども、その中におきまして、わが国として相対的な意味でできるだけ低廉な原油の供給の確保に当たるといのが当面のわれわれの姿勢でございまして、ほかに、たとえばメージャー等から押しつけられたような価格で買入るのを漸次是正をして、日本の直接の開発による原油を確保することによってそういった面のハンディキャップは漸次除かれていく、その結果相対的に安い原油の供給ができるというようになることを想定しております。

○松尾(正)委員 時間がないので詰められないのですね。でも、そうじゃなくて、安い油が供給できるように努力するのじゃなくて、そういうふうな国際資本あるいはOPEC等で値上げをすれば、なるべく行政指導によって業界その他に吸収してもらいたいけれども、それは限度がある。したがって、安定供給というこの公団法の第一条の目的の意味は失われたのじゃないか、こういう質問なんです。ですから、なるべく安くするよう努力をするというならわかるのです。ところが、目的には低廉かつ安定供給とある、安く維持する、こういうふうにあるのです。この公団法がつくられたころ、確かにどんな下がっていく、そういう時点では安価を維持していきまして、こう言えるのですけれども、いまはそういうふうな非常に石油の価格というものが上昇傾向にあるでしよう。上昇傾向にある中で、安い価格を維持していきまして、この目的は失われたのではないかと、こういうことなんです。努力をするかどうかは、これは、

ですけれども、そうじゃなくて、安い油が供給できるように努力するのじゃなくて、そういうふうな国際資本あるいはOPEC等で値上げをすれば、なるべく行政指導によって業界その他に吸収してもらいたいけれども、それは限度がある。したがって、安定供給というこの公団法の第一条の目的の意味は失われたのじゃないか、こういう質問なんです。ですから、なるべく安くするよう努力をするというならわかるのです。ところが、目的には低廉かつ安定供給とある、安く維持する、こういうふうにあるのです。この公団法がつくられたころ、確かにどんな下がっていく、そういう時点では安価を維持していきまして、こう言えるのですけれども、いまはそういうふうな非常に石油の価格というものが上昇傾向にあるでしよう。上昇傾向にある中で、安い価格を維持していきまして、この目的は失われたのではないかと、こういうことなんです。努力をするかどうかは、これは、

○飯塚政府委員 先ほど申し上げましたように、絶対的な価格の上昇というのとは避け得ない国際情勢下にあると思っておりますけれども、その中におきましても、できる限り低廉な原油の確保につとめたいという趣旨でございまして、

○松尾(正)委員 それから、開発促進ということが非常に急務であります。先般も広瀬委員の質問の中で、小資本が非常に点在をしておる、これは財政的に見ても技術的に見ても非常に非効率ではないか、ということも考えられるのですけれども、これは統合の方向だ、こういうお答えが出た。将来幾つものグループに持っていく理想と考えると、いま小資本が二十五、六あります。これを将来、まあむずかしい問題はあろうと思っておりますけれども、理想的な線としては幾つものグループに持っていくたいいと考えておられるのか伺いたいと思っております。

○飯塚政府委員 現在三十近くの会社が開発に従事しておりますけれども、これはただ資本系統別に見ますと五つないし六つの系統に属するといふふうに考えておりますので、幾つが望ましいかという事は別にいたしまして、資本系統面から考えますと、五つないし六つに集約の可能性というものは考えられるのではないかと思います。

○松尾(正)委員 それから、一つは備蓄について、いまのような非常に石油需要はふえる一方、さらにOPEC、それから国際石油資本等の関係等がある、やはり備蓄という事は考えていかなければならない問題だと思っております。備蓄は多いにこしたことはないと思うのです。ただし、その備蓄という問題については相当コストがかかるわけですね。したがって、現在の備蓄量がランニングストックを含めて四十五日ですか、これを通産大臣はこの間六十日ないし九十日と言っております。またけれども、どの程度にすべきかというお考えなのか、それをまず伺っておきたいと思っております。

○飯塚政府委員 わが国の立場としましてどの程度の備蓄が最も望ましいかというのはなかなかむずかしい問題でございまして、ただ、OECDにおきましては、ヨーロッパ諸国に対しては、昨年の半ばごろからと思っておりますけれども、九十日の備蓄に持っていくようにという勧告がなされた例がございまして、わが国におきましては、現在製品、原油を合わせまして四十五日分のストックがございまして、当面これを三年間で十五日分引き上げまして六十日に持っていくということを考えております。

○松尾(正)委員 これも幾日か適切かということ論議するのはたいへんな時間が必要で、一応六十日を考えているということですから、この六十日分まであと十五日分を増加するわけですね。これを保つためには膨大なコストがかかるのではないかと、この十五日分を増加するためのコストの概算の試算がございました。それともう一つは、段階的に一応六十日という目標を、現在の四十五日からいつまでに六十日に持っていくか、この考え方、それからコストの試算の概算、これを示していただきたいと思っております。

○飯塚政府委員 備蓄のための原油の購入資金とそれからタンクその他土地の手当て等二つの問題があるかと思っておりますけれども、原油につきましては、一キロリットルの原油を一年間備蓄した場合には約二千五百円かかるわけでありまして、これはタンクの償却費、原油の購入のための利子等の資金コスト、それからそれを操作するための人件費等全部ひくくるとなると、三、四年間に十五日分の備蓄を行なうためには、タンクの建設費、原油代、その他全部入れますと、約二千四百億程度の資金が必要というふうな試算をされております。なお、この十五日分の備蓄というのは四十七年度から四十九年度まで毎年五日分づつ備蓄の量をふやしていくということになっております。

○松尾(正)委員 そうしますと、この備蓄のコストを考えると、これは少ないほうに値上げを押えられるという事も考えられるわけですね。したがって、いまの石油事情からすれば、備蓄は多いにこしたことはない。ただし、コストが非常にかかる、こういったことで、今度消費者側に立って考えてみると、一方石油資本はどんどん値上げ攻勢にある、上がっていくことは避けられないような事情にあるわけですね。そこで備蓄量をふやすためには膨大なコストがかかる。二重のものが消費者にももたらしかつてくるというふうな考えられるのですけれども、そういうことで通産大臣はこの間、ある程度避けられないのではないかと、この備蓄コストについては、消費者にはもたらしかつてくること、これが余儀ないのか、あるいはこれについては消費者には負担をさせないような考え方で行政指導をしていかれようとするのか、この点はどうか。

○飯塚政府委員 石油の価格につきましては、備蓄コストのみならず、まず原油の価格が上がって

きつである。それから公害対策のための諸種の施策を執行していく。それにいまの備蓄ということ、コストが上昇する要因というのはいくらにいろいろあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、できる限りそのコストの上昇分というのを石油精製業界が吸収できるものは吸収していくようにということで指導いたしておるわけでございます。特に石油製品の中で国民生活に直接をいたします灯油等につきましては、そういう指導を従来から引き続き非常に強くやっておるわけでありまして、この姿勢は今後も変わらなく続けてまいります。

○松尾(正)委員 これはある程度避けられない事情はわかりますけれども、石油がいわゆる市民生活、国民生活の中に相当大きなウェイトを占めてきているような現状では、極力押えられような方向で強力な行政指導をひとつ私どもも期待をいたしますし、国民の立場でぜひこれを強力にやってみてほしいということをお願いいたします。

それからもう一点は、石油パイプライン事業についてでありますけれども、このパイプライン事業法案要綱によりますと、基本計画の中で、「主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見をきくものとする。」こうなっております。ところが、先ほど広瀬委員の質問のときに出了ました関東パイプライン、国鉄パイプライン等がすでに準備が進められております。ここで問題になっているのは、関係市町村長等は自分のところを通ることをほとんど知らない。地方団体では、横浜市あたりでは市長が何も知らないということ、そんな危険なことであるのだという意見がやりとりされているのですけれども、これは当然関係都道府県知事の下に関係市町村、これを入れるべきだと思ふのですけれども、その点はどうか。

○飯塚政府委員 この法律の構成におきましては、関係都道府県知事の意見を聞くというふうになっておりますが、関係都道府県知事は当然地元市町村長等の意見も聞いた上で、自分の意見を

述べることになってくると思ひますし、現実に工事を施工するパイプライン事業者は、地元に対しては一つ一つ了解をとりつけた上でないと、現実問題として工事ができにくいということを十分認識して事業に着手するものと私も考えております。

○松尾(正)委員 確かに知事は市町村長の意見を聞くのですけれども、関東のパイプラインの中の国鉄のパイプラインというのがありますね。これによると国鉄側では沿線各市当局、議会、地元住民に説明をする、そして準備を進めていくのだ、こうなっているのです。こゝまで考えるのが当然ですけれども、この法律の中には府県知事だけで、当然府県知事は市町村の意見をまとめるであろうということなんですけれども、神奈川県の場合なんか、知事と市長は隣合せておるのに横浜の市長は全然知らない。こういうことで議会で実際問題になっているのです。ですから、ここに入れるべきではないかと思うのですけれども、これで足りるとすれば、これらに対しては知事は十分意見を市町村に徴すべきだということを付すべきだと思ひます。

時間がないので、この中の問題点二つほど確認したいのですが、第二は、工事の計画及び検査のところである。いろいろいわれておりますけれども、欧米あたりのパイプラインを見ますといわゆる原野が多いわけですね。危険の状態がわが国とは全然条件が違ふ。わが国の場合は過密都市を通るといふ、全然欧米等と条件が違ふのです。したがって、事故例等を見ても、欧米等では地震等が事故の原因になっておる。ところが、わが国のパイプラインに対する事故の原因というのは、工事中に、たとえば水道工事をやりながらパイプに傷をつけてしまったとか、水道工事をやりながらガスを傷つけた、こういう事故例が非常に多い。したがって事業用施設が主務省で定める技術上の基準に適合するものであることを安全基準にする、こういうふうになっていると思うのですけれども、この安全基準というのはいかなるふう

なっておりますのか。

○飯塚政府委員 この法律の中の一審大事な点がいま御指摘の技術上の基準であるというふうな私どもは考えておりますが、技術上の基準は一年半ぐらゐ前からアメリカ、ヨーロッパ等につきまして保安の問題の調査団というのを数回派遣いたしておりました。アメリカ、ヨーロッパの保安の技術水準については十分承知いたしておりますけれども、わが国の場合にはさらにその上に地震対策並びに過密対策をあわせて講じなければなりませんので、これらの点も十分取り入れた上で関係省庁は十分協議をいたしまして保安の面で遺憾なきを期するように措置したいというふうな考えであります。

○松尾(正)委員 そうすると、この基準の中で欧米にはない過密対策というものが入っている、こういうことですね。これもいま申し上げたような点からぜひ欠かしてはならない重要事項であろうと思ひます。この点についても、では具体的にどうするかということを開きたいのですけれども、時間がありまけんからそれは省略して、ぜひ十分なものを入れてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ保安について。保安のための法律上の仕組みはどうなっておりますか。保安についていろいろ項目が述べられておるのですけれども、法律上の仕組みですね、この点だけお聞きしたい。

○飯塚政府委員 まず基本計画の章で、基本計画を定めます際に「災害の防止に十分に配慮し、かつ、基本計画を定める」ということを、まず基本問題として法律の中にうたっております。それからそれから工事の具体的な実施の段階の問題でございますが、パイプライン事業者が事業の許可を受けたあと工事の計画に着手するわけでございしますけれども、この工事計画につきましては主務大臣の認可を受けさせることにしておりますが、当然この主務大臣の中には消防関係として自治大臣が入っておりますので、消防防的観点重視しながら工事計画の認可をする。工

事計画の認可にあたりまして、認可の基準は先ほども御指摘のように技術上の基準に適合したものでなければ認可をしてはならないことになっております。この点からひとつ十分押えることができれば、工事が完成いたしました後には完成検査を受けさせることにしておりますが、これも主務大臣の中には自治大臣が入っておりますのでございします。

なおパイプライン事業者の実務の業務の実施につきましては、保安規程というものをつくらせまして、たとえば常時パトロール体制をどうするかという問題、それから保安技術者の選任、解任、教育等についてどうするかといったような事項を織り込んだ保安規程をつくらせまして、これを主務大臣の認可にかからしめておるわけでございします。

以上のような点が、保安に対する措置の主要でございます。

○松尾(正)委員 そうすると、十分検討されておるようでありまして、工事を実際に行なう場合に、主務大臣が中心になって関係大臣と調整をとる、話し合いをする、こういうことですね。

そうすると、この安全対策基準の中に過密対策というものが十分に織り込まれている、こういうことですが、主務大臣は、事業を行なおうとする場合には、たとえばパイプラインを敷くのに、自治大臣も加わるのですけれども、ガス管が加わる、そうすると通産大臣は当然加わるのです。それからそのほか下水管が通っている、こうなると建設大臣、それから電話線等が埋設してある付近ではこれは郵政大臣、こういう形で関係大臣等と全部話し合いながらこの安全基準に沿ってやっています。こういうふうな理解していいのです。

○飯塚政府委員 大体そのとおりでございますが、たとえば道路の下を主として使うことになると思ひますけれども、その際に既設のガス管、電話線等との間に一定の距離を置くことをこの技術

上の保安基準で義務づけることにいたしております。

○松尾(正)委員 それから最後の一点は、保安について、監督もする、パトロールその他もやるということですが、過密による施工中の事故等が私は多いと思うのです。あるいはその工事が終わった段階で、パイプとパイプとの、どういう理由によるか知りませんが、摩擦その他の事故等があるのではないかとふいに、いまのところでは想定以外にはありませんから、想定できるのですが、そうした場合には、たとえばガス管が事故が起きている、それがために石油のパイプに事故が起きた、こういう場合の最終の責任はどういうふうになるのですか、この点だけ何って終わりにしたいと思ひます。——ちよつと、わかりますか。たとえば石油パイプにつきましては全然異状なかった。ところがガスパイプの事故によって、爆発によって石油の事故が起きた、あるいは工事中に他の工事によってこれが傷つけられたというような場合の最終の責任です。ちよつと例がまずいかもしないけれども……。

○飯塚政府委員 その場合までパイプライン事業者の責任というのにはあるいは無理があるかと思ひますが、ただ問題は、そういう事故が起ころぬようにするということとございまして、たとえばガス管との間には一定の距離を置かなければこのパイプラインの敷設について許可はしないとか、それから他工事のためにパイプラインの油が漏れるようなことがあつてはいかぬのですから、パイプラインを敷設した上にビニールの赤い標識をずつとパイプラインに沿ってやらせるということも技術上の基準に考えております。そういう事前の防止体制によりまして、そういう事故が絶対に起こらないようにということと措置していくべきかと思ひます。

○松尾(正)委員 最後に、政務次官に一つ伺いたいのですが、先ほど石油については十分検討されておるといふことですが、うしろ向きの石油対策について、産炭地域の住民の生活の向上な

いし生活保護等につきましては全国平均の二十倍、三十倍ないし五十倍という、こういうみじめな状態に置かれておられる人たちに對して、通産省でも大蔵省でも努力をする、こういう答弁があつたのですが、政府の立場として、これに對しては当然政策を国民福祉に転換をする、こう言つたのですから、出てきたものに對しては十分な対処がされる、こういうふうにするのでなければ、政府の立場で政務次官からひとつこの点についてお考えを伺つて終わりにしたいと思ひます。

○田中(六)政府委員 産炭地の住民、特に筑豊地帯の住民の中では千人に三百人が生活保護者である。現実に福岡県の田川郡の糸田町、金田町という町が指摘されたわけですが、まさしくそういう観点から見ますと取り残されるおそれがありますので、十分政府としてはこういうふうに向きの政策にもあたたいか目を向けていくべく、委員の御指摘のとおり十分配慮してまいりたいと思ひます。

○松尾(正)委員 終わります。

○齋藤委員長 二見伸明君。

○二見委員 限られた時間ですが、公取委員長にエチレンの不況カルテルが認可になったわけでありませうけれども、この不況カルテルについては、鉄鋼の粗鋼の不況カルテルのときにも問題になりました。たとえば独禁法二十四条では「特定の商品の供給が著しく均衡を失したため」、こういう場合に不況カルテルを認めるといふふうに規定されております。粗鋼の場合にも、はたして粗鋼が独禁法で指定している特定の商品とみなすことができるのかどうかということが議論になりました。同じ問題は私はエチレンの場合にも言い得るのではないかと申すわけですが、公取委員長としては、エチレンはいわばこうした基礎原料といひますか、基礎原料、今後はこうしたものも商品として認めるのだ、こういうふうに今後は解釈をする、こういうことで今回の不況カルテルの認可をしたのでしようか、それとも例外的な措置として、今回は特別なケースとして認可をしたのでしようか、その点はいかがでしようか。

○谷村政府委員 せっかくのお尋ねで、いい機会でございますので、少し私どもの法解釈について申し上げたいと思ひます。

まず、粗鋼の場合は、あくまで不況自体を克服するために必要な商品としては、最終製品であります鋼材を対象に考えております。たとえば厚板とか薄板とか鋼管とか、そういう特定の鋼材を不況商品としてとらえております。しかし手段として生産制限を粗鋼段階ですということと、別に粗鋼を商品とみなしたとかみなしてないとかそういうことではございせん。あくまで法二十四条の三の解釈としては、商品としての特定鋼材を考へておりまして、手段として粗鋼を考へました。

○二見委員 それからもう一点、やはり不況カルテルに関連してお尋ねしますが、実は一般に最近かなり声が高まつてきておられるわけですが、鉄の場合です。鉄材が非常に値上がりをした。私は耳に聞いた話で実態をつかんでおりませんが、実態はどうかかわりませうけれども、不況カルテルを結んで製品が値上がりをする、このことについては公取はどういうふうな御見解を持っておりますか。

○谷村政府委員 需給の極端なアンバランスによりまして、本来価格機能が正常に働いていくその度合いを越えまして、需給のアンバランスのために値段が崩落するというふうなことがあるので、それをある程度引き戻すという意味での不況カルテルでございませうから、そういう意味での価格の値上がりということとは、カルテルの結果として起こつてくることもまたやむを得ないと考えております。鉄のような場合でございまして、大体市況商品といわれはおりますものの、問屋仲間に出ております相場、これは先ほど御指摘になりましたように、かなり持ち直してきております。しかし、もちろんかつての時代の高さ並みというわけではございせん、まだ低いところにおります。もう一つ考えなければならぬことは、いわゆる大手ユーザーとの間の取引でございまして、この点は両方ともいわば力の強い者同士のぶつかりつことというふうな感じがございまして、造船とかあるいは自動車とかというところと鉄のほうとがいろいろのかけ合つておられるようございませうけれども、これはまだ動いていないというのが実態でございまして、この大手との取引が大体八割ぐらいを占めておられるというふうに私は聞いております。

○二見委員 粗鋼の場合は手段として不況カルテルにした。エチレンの場合には商品とみなした。これは解釈がいかによくなるわけですが、この両方の解釈でいいますと、いわば二十四条の特定の商品という商品の定義というのは、いままでと比べると実体的にかなり拡大されてきた、そ

ういうふうには私はいまの公取委員長の御答弁から感じを受けるわけです。また、その不況カルテルの結果値上がりするであろう。それは確かに不況カルテルの結果として値上がり、価格に反映してくることは私わかります。いい悪いは別といたしまして、当然だろうと思います。その場合、公取としては値上りに対するチェックをする、あるいは監視する、こうした点についての公取の機能あるいは態度というのはいかがでしょうか。

○谷村政府委員 先ほどの第一問としての商品というものの解釈については、過去において例がなかったという意味においてはエチレンのようなものがなかったわけでございますけれども、私どもの法律解釈としては態度は一貫しております。決して拡大したり変ったりしたということとはございません。

それから、第二に、価格問題でございますけれども、これはことばは悪いのでございますけれども、不況カルテルという本来の自由な取引市場でない形になりましたからには、やはり政府として国民全体にかかわってその姿を監視すると申しますか、動きを見ていきたいと思います。そういう態度は当然のことながら必要であると思います。一種の準禁治産みたいな形になっているわけでございますから、後見人がしっかりしなきゃならぬというところは御承知のとおり、私も通産省と一緒にになりまして、行政府として責任をもつてある程度その動きというものは見るつもりでございます。しかし、一体経済全体の中でどういう価格のつながりになるのが一番いいのか。一方では、たとえば原料も上がってくることもございまして、あるいはまた賃金等も上がってくるという実態もございまして、そういう中で会社はききすきすの赤字経営だけをしておいてそれでいいのかという問題は、これはもう一の経済全体の中におけるバランスの問題として考えなければならぬというところがございまして、その辺になってまいりますと具体的に非常にむずかしいところがございますが、決して行き過ぎその他がないように、私ども

もとしては所管官庁とも打ち合わせまして監視していくつもりでございます。

○二見委員 エチレンを不況カルテルに認可したときに、公取としては、問題になったことは、これは新聞報道でありますけれども、エチレン誘導品の生産制限にならないのかということが問題になった。しかし、公取としては誘導品業界の消費予定量を積み上げ方式ではいたしたので、その生産制限の心配はないという見解を公取はお持ちのようでありまして、これについては、この積み上げてきた数字ですね、もし差しつかえなかったら後ほど提出して、検討の材料に供していただきたい。これをお願いしたいと思います。

もう一つ、今回のエチレンの不況カルテルを通していわれることは、石油化学業界が非常に設備過剰であるということが問題になっておりまして、これから石油化学業界の再編成ということが大きな課題になってくる、こういわれております。この再編成ということとは、企業の体質を改善するということから見れば、私は一つの動きだろうと思えます。また、別の角度から見ると、そうした企業の再編成の結果、寡占体制がしかれるというおそれもあるのじゃないか。この点については、石油化学業界の企業再編成というものについては、公取はどういうふうな考え方をもちこなっているのか。また、これが寡占体制ということになった場合に、そこに生じてくるのは管理価格という問題が出てくるだろう。これは私、一般論として公取委員長の御意見を伺いたいのですけれども、この管理価格というのについて、これは国会でもいぶん論議されております。管理価格をどうやって規制をしていくのか、公取のほうでも相当検討はされているようでありましてけれども、この管理価格の規制について、現段階で公取としてはどういう手段を考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしたいと思っております。

○谷村政府委員 第一の問題でございます石油化学工業の業界の再編成ということ、これはその再

編成ということばがいいのかどうか知りませんが、これも、少なくとも、たとえば老朽設備等あるいは新鋭設備等の関係から見ても過ぎ過ぎたものがある、どういふふうな需要と対応させるための姿にしていこうかという問題はあろうかと思えます。これはある意味でいうと企業の名身に触れる問題でございます。私どもとしては、それをあまりに人為的な形でいろうとするということには、かえって企業の本質をゆがめるようなことにもなりかねないという気も一方ではいたします。しかし、一方では、近ごろの化学工業に見られますようなあ

いう企業集団と申しますか、企業の一つの結合、パイプラインでつながっているようなコンビナートのような姿のものができますときに、原材料であるところのものから一貫してずっと最終末端製品までございまして、その末端製品における競争なり何なりという姿と、それからその原材料であるところのたとえばエチレンのようなものにおける競争の姿というものが、またかなり違っております。そういう中で化学工業の姿というもの、をどう描いたらいいかというところは、実は先ほど先生からそういう質問があるということを知ったときに、これはたいへんむずかしい問題を聞かれますところだと思つて、実は私も、そういったこれからの近代的な企業の方という問題とそこにおける競争条件の問題というものとどういふふうにつながって考えたらいいかということ、いま課題になっていくわけでございます。その課題として考えていることをおまじえ、どうだと言われますと、実はまだ私自身も、そこに非常な問題意識を持ちながら、何ともちょっとお答えできない、いわばそういう立場であるわけなんです。これからの競争政策、独禁政策というように問題と、それからそういった近代的な企業の体制とか産業の組織の問題とかいふものの結びつきの問題、申しわけないのですが、私におまじえはどうか考えるかと言われて、ばつとどうも答えるだけの自信がいまだございません。

それから、第二番目の問題でございますが、これも考えてみればいまのような問題と似たようなことなのでございまして、やはり末端での競争というものが非常に激しい行なわれている、そういう最終消費につながるような商品と、それから鉄鋼とか化学工業とかいふような原料品工業における場合とで、多分にいわゆる寡占理論とか管理価格問題とかについての考え方は違ふと思

います。よくここらでも御質問受けたビールの問題でありますとか、あるいはたばこの素のような化学調味料の問題であるとかいふような問題、それからいまのような化学工業のいわば原料あるいは鉄鋼のような生産材の問題で、その辺の考え方は私は多少違ふように思いますが、しかし、経済の実態が公正妥当な競争を通じてそのあげくが寡占というものが出てきたときに、それに対する取り組み方はやはり独禁法の競争政策だけの考え方からは律し切れないものがあることは私は考えております。その姿というものがどういふ姿でやっていったらいいのか。企業だけにまかしてもおけない。という政府があまり介入しなくてもむずかしい。その度合いというものをどの程度のことにして、そういう寡占企業というものの先進諸国がみな頭をかかえておる問題でございます。私どもとしては、やはり本来独禁法体系の中においてやれることは、もちろん競争条件を整備していくということは必要でございますけれども、さらにそれを越えて出てきた、競争の中から生まれてきた巨大なるものに対する扱いというものに対しては、私個人の考え方としては、やはり一種の政府の監視のもとに置くような姿にならざるを得ないのではないかという気持ちを持っておりますけれども、これも実は課題として、私ども政府側としてどういふふうに対処したらいいかというはつきりしたところまで実はまだ出てきていない、そういうところでございまして、

○齋藤委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時七分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見伸明君。

○二見委員 わが国のエネルギー資源について、いままでかなりの論議が行なわれたと思いますが、ダブる場合があるかもしれないけれども、若干お尋ねしたいと思います。

最初に、総合エネルギー調査会が長期見通しを立てておりましたけれども、政府のほうでは新経済社会発展計画を改定する。または通産省としてはわが国の産業構造の転換ということも考えなければならぬ。現在産産審で答申が最終段階に進められていると思いますが、そうした情勢を考えると、この長期見通しというのは、その段階でもう一度見直しが行なわれるのかどうか改定されるのかどうか、まずその点を伺いたいと思います。

○飯塚政府委員 総合エネルギー調査会が現在答申しております長期エネルギー需給見通しは、四十五年七月に策定したものでございます。その後諸般の経済情勢も変わりましたし、それから産業構造政策といったしまして、省エネルギー対策という点についても配慮をする必要がございますので、これらの諸事情を勘案して、エネルギー調査会におきまして、いまの長期見通しについてさらに改定が行なわれることになるだろうと思っております。

○二見委員 大体いつごろまでに改定作業が終わるか、それは現段階でわかりますか。

○飯塚政府委員 現在、時期につきましてはまだ見通しございませんけれども、できるだけ早くやっていたくことになるだろうと思っております。

○二見委員 いずれにいたしましても、わが国の今後の経済の安定的な発展ということを考えますと、資源の確保、エネルギーの確保というのは、

わが国にとって最も重要な政策の一つになるだろうと思っております。

まず、資源問題あるいはエネルギー問題というのは、これはいろんな角度からとらえ方がありと思っておりますけれども、やはり一番重要になってくるのは、今後需要量が、たとえ見通しの改定が行なわれたとしても、産業構造の転換がこれからスムーズに進んで、省資源、省エネルギーという方向に行つたとしても、絶対量の伸びはこれはやむを得ないだろうと思つております。その場合に、それを見合うだけの資源の確保というものは、わが国にとつては最重要課題になるわけでありまして、これも、これについて通産省はいろいろお考え方をとっておられるのか、その点はいかがでございますか。

○飯塚政府委員 御指摘のように、昭和六十年時点におきまして、かりに長期見通しの改定が行なわれたといたしましても、石油の量というものはかなりなものであることは想像にたぐひございませぬ。石油の長期にわたります安定の確保、かつ、相対的な低廉ということ、わが国にとりまして絶対的な使命だと思つております。このためには、従来わが国の原油購入等につきましては、メジャーからの購入一本であります。それから地域的にも、中東地域に偏在しておつたわけでありまして、安定供給という面から考えますと、この二点につきましても、少なくとも漸次改善を加えていく必要があるかと思つております。

第一の点につきましては、わが国企業により自主開発原油の増大ということが必要になってくるわけでございますが、その際に、自主開発というのは、狭い意味の自主開発ではございませんで、メジャー、OPEC等との協調をはかりながら自主開発をはかつていく、わが国の企業意思によりまして、量的にも価格的にも安定、低廉なものが確保できるような体制をしいていくことが一つであります。

それから、第二点といたしましては、中東地域偏在の現状をできる限り改めるために、地域的な

分散をはかつていく必要があると思つております。大陸だにはもちろんでございますが、そのほか東南アジア地域、アフリカ地域等につきましても、開発の方向というものを強力に推し進めていく必要があるかと思つております。

○二見委員 いま自主開発ということで、これからの方向はメジャー中心から自主開発という面を開いていかなければならないとお話でございまして、これでも、通産省としては、大体六十年までに三〇%の自主開発というのが前から打ち出されていく方針ですね。その点で、いまOPEC、あるいはメジャーとの協調をはからねばならない、これは確かにそのとおりだと思つておられるけれども、実は先日、これは通産省としては否定いたしましたけれども、OPECとの包括的な取りきめというものが新聞報道で流されました。通産省としては、こういうことはあり得ない、考えていないという、たしか否定的な見解をお示しになつたと思つておられるけれども、ただあの新聞の内容そのものは非常に具体的なわけですね。ああいうOPECとの取りきめ、協定というものは、これはへたにやるとメジャーからの横やりが入つて、あとあと困ることもこれは考えられますね。しかし、そういう問題はあつたとしても、方向としてはあれは望ましいと考へていらつしやるのか、あれはむしろ考へないほうがいいのかという立場をとつていられるのか、その点はいかがですか。

○飯塚政府委員 OPECとの関係につきましましては、OPECのビヘービアというものはどういふものであるかということについて、われわれとしては慎重に先方の意向を聞くなり、また独自の調査なりをする必要があるかと思つておりますが、ただ、方向としては、先日通産大臣からもお答えいたしましたように、前向きな姿勢でこれに取り組んでいく必要があるというふうに私も考へております。

○二見委員 もう一点、自主開発に関連いたしますけれども、今回石油開発公団法の一部を改正する法律案でもって、石油開発公団に今度は調査す

ることが認められたですね。ところが、総合エネルギー調査会の石油部会の中間答申ですが、むしろ今後の石油開発ということに関しては石油開発公団にも利権を取得させるべきではないか、こういう中間答申が述べられております。この点については、現在はまだ通産省がそのことは実質的に行なっていないわけですが、将来の方向としてはそれはお考えになりますか。

○飯塚政府委員 今回の公団法の改正におきましては、海外におきまして公団みずから物理探鉱等の地質調査をすることができるよう権限を付与されたわけでございますが、お尋ねの公団みずからが利権取得を行なう、行なわせるべきであるかどうかという点につきましては、実は現在におきまして、みずから利権の取得というところまではいきませんけれども、その前段の折衝等につきましては非常に積極的に行つておられるわけでございます。

たとえば利権の情報がございましたときに、その相手先との話し合い等も内々行なつておられるわけでございます。その内容がわが国として取り上げるに値するものである場合には、これを民間企業にすみやかに譲りまして、民間企業の開発進出を助成するということが事実上やつておられるわけでございます。そういうふうな情勢も少し推移を見ながら、その上での開発の進捗状況を検討いたしまして、その時点において、お尋ねの点につきましては検討することになるかと思つております。

○二見委員 たしかイタリアのENIだと思つたけれども、これは一〇〇%の国策会社ですね。わが国の場合には、石油開発公団はこの機能はないわけですね。開発公団にこの利権を取得するまでの機能を持たせた場合のいい点と悪い点、それとも現在のほうがこういう場合は有利だ、こういう場合は不利だ、その辺の分析は当然されておると思つておられるので、ちょっとお示しいただきたいと思つております。

○飯塚政府委員 わが国におきましては、従来から民間企業のバイタリティを尊重しながら、これ

に對して公団が補完的な助成をしていくというた
てまで考へておるわけでございます。かりにE
N I、E R A P のように、公団みずから利権を
取得し、探鉱を行ない、開発をするということに
なりますと、民間企業との競合関係をどうするか
というような問題、それから公団は国内におきま
して精製事業を行なっていないわけでございます
が、開発した油の引き取りの問題等についてどう
するかというような検討すべき点が、あまりにも
まだ多いかと思ひますので、これらの点につきま
して、少し時間をかけて検討した上で結論を出さ
ざるを得ないかと思ひます。

○二見委員 石油の開発というのは、非常に金か
かるし、リスクな仕事だと思ひます。三〇％
自主開発を目標にした場合、昭和六十年自主開発
三〇％を達成するためには、当然ばく大な金がか
かるだらうと思ひます。通産省として、これはも
しオイルライズされておられませんでもけつこうで
す、この程度かかるのじゃないだらうかという
事務段階といひますか、研究段階でその般んを
はじけたことがあつたら、お示しをいただきたい
と思ひます。

○飯塚政府委員 事務的にはいろいろ検討はして
おりますけれども、まだ、六十年時点、かりに
わが国が自主開発原油として原油輸入量の三割を
確保するという前提でどういうぐあひになるかと
いう数字について、固まつた数字はまだつくるま
でに至つておらないようでございます。

○二見委員 私のほうで調査したことがあるので
すけれども、それによると、大体五十年くらいま
では探鉱投資額としては三千億圓くらい必要で
はないか。開発投資としては大体四百億圓くらい
必要ではないか。そうすると、これだけでもつて
三千四、五百億圓という金は確保しなければ、自
主開発は非常に無理ではないか。もちろんこれだ
けでは済まないで、そのほかいろいろの経費を含
めると五千億から六千億、ばく大な数になると思
ひます。これは六十年段階になりますと、もっと
大きな額になるだらうと思ひます。これはまだ

通産省のほうで正式に試算してみなければわから
ないと思ひますけれども、この数字が、多少上下
することがあるかもしれないが、いづれにしても
かなりのばく大な金額というのが必要になりま
すね。その場合、当然それをやるためには、どうし
ても財源の手当てというものはやらなければなら
ぬのです。そうすると、これは大蔵省のほうの問
題になるのですけれども、大蔵省ではそういう点
はどういうふうにお考えになつておられますか。

○大倉政府委員 お手元に調査室のほうから財政
制度審議会の答申がまいつておると思ひますが、
財政制度審議会では、広い意味での自主開発の意
義は認められるとしながらも、量的な目標を立て
ることは適當でないといふことを言つておられま
す。かりにある時点で三割の開発を必ずやらなけ
ればならぬといふ前提でものを考えますと、今後
世界じゅうの開発油田の半分は日本が持つていな
くちやいかぬといふような試算が出ております。
これは言うべくして現実にはおそろく強行できな
いであらうから、自主開発の持つ意味は認めなが
らも、量的な目標をまず掲げて、ある時点でそれ
を達成するために必ずそれだけの資金量を使ひな
くてはいかぬといふ考え方は、とるべきではな
い。むしろ、具体的に着実なプロジェクトを見つ
けて、積極的に開発していくという立場をとるべ
きだといふことを答申されておられます。私ども
としてもそのように考へております。

○二見委員 そうすると、自主開発については、
通産省側の意見と大蔵省側の意見では、現段階で
は食い違つておりますね。通産省のほうとしては
、安定供給といふことから三割は何とか確保し
たい、こういう立場である。大蔵省のほうでは、
自主開発の必要性は認めておられるけれども、たと
えば三割だなんだといふ数字を掲げるべきではな
い、できる程度でいいのだ。はつきり言つてしま
えば、そういうことになりませんか。

○大倉政府委員 私、若干ことは足りなかつた
かもしれないが、できる程度でいいと申します
よりも、できることしかできないのだというの
が、財政審の御答申であるかと思ひます。

○二見委員 できることしかできないのはわかり
ますけれども、やはりある程度の目標といふもの
を掲げませんと、できることしかできないのだ
たら、それはそのとおりです。たとえば三割目
標を掲げたとしても、現実には二割になるかもしれ
ない。三割目標を掲げたところが、できるまで
いったら四割五分までいったこともあり得
る。それはそのとおりだと思ひます。ある程度そ
れに對する国の目安といふものをきちんとしてま
せん、自主開発といふものはできることだけや
きないのだといふことじゃなくて、できるだけや
ればいいのだといふ、むしろ安易なほうに流れて
しまふ危険性もあるのではないか。私、その点を
非常に危惧するわけですから、その点も一
度いかがですか。

○大倉政府委員 決して私どもは自主開発に對し
て消極的であるといふつもりではございません。
自主開発をやつて、日本が自分の力で日本に持つ
てくる油が多ければ多いほど、いろいろな意味で
わが国としてはプラスが多い、これは認めておる
わけでございます。ただ、先ほど申し上げました
ように、何年までに何割をどうしても持たなくて
はいかぬといふふうには、努力目標として考へる
のは別といたしまして、そういう目標を立てて固
定的に資金投入をしていくという性質のものでは
ないよう考へております。

○二見委員 通産省のほうはいかがですか。

○飯塚政府委員 三割といふのは、エネルギー調
査会の石油部会におきましても明示しております
けれども、ただ、これも私も努力目標というよ
うに考へております。結論としては、お話のよう
に、あるいは二割何とかといふことになるかもし
れません。これはいづれにいたしまして、石油
開発につきましても、個々に具体的な有望なプロ
ジェクトを積み上げてまいりまして、それに対す
る助成をどうしていくかというのが現実的な国の
助成のしかたかと思ひますので、まだ六十年時点

においてどういうプロジェクトが出てくるかとい
うことはきまつていないのでありますが、その資
金量において云々といふことは、まだいまの段階
では検討しかねるのではないかと思ひます。

○二見委員 自主開発に伴う問題としてお尋ねし
たいのですけれども、これは石油と限らずに、資
源といふことでひとつお考えをお示しいただきた
いのですが、日本人でいわれるのは、原料だけ全
部持つていってしまふ、加工は日本ですべてしま
う、こういう非難が前からありました。石油の
開発についても、あるいはその他の鉄にしろ銅に
しろ、そういう資源の開発にしても、これから
は、わが国の企業でも、それから通産省自身とし
ても、そういうお考えを当然持つておられるだろ
うと思ひますが、原料を持つてくるだけではなく、そ
こで加工してくる。石油で言えば現地精製主義と
いひますか、ほかの鉄なり銅なりすれば、現地
精製主義といふことになりませんか。こうした方向
に今後、石油だけに限られては困るのですけれど
も、鉄、銅、そういうものについても、現地精
製主義をこれから大きく取り上げていくのか。こ
れは国内の立地条件といふことから考へても、も
ろ消費地精製主義、消費地精製主義といふこと
は、私は眼界に來ているだらうと思ひます。通産
省としては、今後どういふ方向でこれを進めてい
くのか、ウエイトをどちらに置いていくのか、そ
の点の方向はいかがでしようか。

○飯塚政府委員 結論から申し上げますと、現地
精製なり現地精製方式といふものは、今後進めて
いかざるを得ないようなことになるかと思ひま
す。三つばかり理由が考えられますけれども、一
つには石油に例をとりまして御説明申し上げます
と、最近のO P E C 等の動きから申しまして、単
に原油を掘らせるための利権を与えるだけでは妙
味がないので、O P E C としてもダウンストリー
ムのほうにできるだけ入りたい。ついでには、現地
で精製することについて、現地政府と日本側企
業との合併でそういう事業を進めていくというこ
とが望ましいという、非常に強い意向が表明され

つつあることは事実でございます。第二点は、国内の立地上の制約からでございますが、公害問題、過密化問題等からいたしまして、国内に今後非常に膨大な石油を精製し得るような立地的な余裕があるかどうか、これはかなり問題になってくるかと思ひます。第三点は、エネルギー対策につきまして、省エネルギー、省資源対策というのが今後の方向として当然強く打ち出されてくるかと思ひますが、精製、精製等におきまして、電力の消費その他非常に多いわけでございますが、こういったものが現地に多いわけでございますが、これによりまして、わが国産業構造の省エネルギー化に一步前進になるといふ考え方もございます。

以上のような点から、どうしても現地精製方式というものは、今後進んでいくと考へざるを得ないと思ひます。

○二見委員 自主開発を進めていく場合に必要なのは、そのほかあと二つあると思ひます。一つは、情報収集の問題と技術者の養成の問題。わが国の場合には、情報収集をするための要員というものは、たしか四カ所所五人というふう聞いております。これは、ほかのフランスやイタリアなどと比べると、比べものにならないくらい少ないわけですね。この点は、商工委員会でもおそろしく論議になったと思ひます。前々から論議されているわけですが、情報収集に対する要員の確保という点、情報収集能力の強化ということについては、通産省はこれからどういふ方向でやっていますか。

○飯塚政府委員 現在、石油開発公団は四カ所に海外駐在員を置いて情報収集に努めておりますが、もちろんそれだけで十分とは私ども考へておるわけではございません。現在におきましても、公団の駐在員のほかに、ジュトロの駐在員も活用し、あわせて、当然のことですが、在外公館の情報等も十分しんしゃくいたしまして、諸般の検討を進めておるわけでございます。今後の方向といふは、公団の駐在員をさらに増員する必要

があるかと考へますし、それからもう一つは、石油権情報というものはきわめて個別具体的な事項でございますので、やはり公団の責任ある人が常に海外の情報提供源とのコンタクトを密接にする必要があるかと思ひますので、そういった面におきまして、予算その他の面で今回はその強化をはかるようなことを考へております。

○二見委員 いずれにしても、いまの陣容では自主開発は望みが薄いでしょうね。

○飯塚政府委員 現在でもある程度の情報は入手しておりますけれども、これでは決して十分とは考へておりません。

○二見委員 もう一つ、技術者の養成ですけれども、石油開発技術センターができて、当然養成については強化されるのじゃないかと思ひますけれども、石油開発技術者の養成というのは、ただ机上のデスクプランあるいは机の上でデスクワークでもって養成できる筋合いのものじゃないですね。技術者養成については、むしろ現地へ行つて研修しなければならぬというところが非常に強いんじゃないですか。ここで勉強していればいいというだけのものではないですね。現地へ行かないわけではできない場合もあるのじゃないですか。その点はどうか。

○飯塚政府委員 現在わが国が一番おくれでございます。技術は、物理探鉱の結果に基づきます解析方法について十分じゃないという点でございます。こういった点につきましては、外国のソフトウェア導入等によりまして、できるだけすみやかに外国との格差をなくすように努力したいと思ひております。

技術者の養成につきましては、御指摘のような現地に於いて実習というふうな問題もあるかと思ひますけれども、その前に、やはり物理探鉱の解析等の技術について、外国人の技術者を日本に呼び入れて、その講習を受けながら技術者の蓄積をふやしていくという行き方もあるかと思ひます。当面は、そちらのほうに重点を置きながら、技術センターの運営をはかつていくように考へて

います。

○二見委員 大蔵省にお尋ねしたいのですけれども、石油開発技術センターについて、教育費として通産省が要求した額を、査定額をゼロにいたしましたね。これは数字が三千八百万ですか、ちよつと理由を言ってくれませんか。

○大倉政府委員 通産省の要求の中に、研究系統と教育系統、両方に分かれておつたように記憶しております。それで、技術センターをつくること自身が新規事項でございますので、だいたひ議論をいたしました。今回の予算案になったわけでございますが、センターを新しくつくることでもございまして、当面研究のほうに重点を置くことということで、要求にありました金額的に大きなものではございせんが、三千八百万は、今回見送りという結論になった、そういう経緯でございます。

○二見委員 たとえば、技術者養成というものが非常に大きな問題になっておるわけですね。わが国では、ほとんど五百人くらい足りないのじゃないですか。メジャーになりますと、一つの企業で千人も二千人もいる。わが国では、国全体で五百人くらい足りない。この点では、非常に立ちおくれがあるわけですね。そこで本気になってエネルギー資源というものを確保するためには、これは考へてもらわないと、これはセンターを設立するばかりだからという点で、一応の理由づけはできるかもしれないけれども、この点を等閑視したならば、幾ら石油を確保しよう、資源を確保しようといふても、あまり役に立たないのじゃないか、そういう感じがするのですが、大蔵省はこれはどういふふうに考へますか。

○大倉政府委員 今回の予算編成の過程で議論しておりますことは、まさしく御指摘のように、いま量的に非常に不足しておる、できるだけ早く技術者の拡充をはかりたい、その気持ちでは、通産省と大蔵省食ひ違つておるわけではございせん。ただ、何を最も急いで取り上げるべきかという点では、まず一流の技術者というものに相当

するのを早く育てる。そういう人たちがさらに今度は新人を教育していくという考へ方をとつて、今度のような査定をいたしたというふうな経緯でございます。

○二見委員 海外自主開発に伴つて、その次問題になりますのは、きょうは運輸省呼んでなかったのですが、運んでくることですね。資源で問題になるのは、向こうで開発するでしょう。今度は運んできません。加工するかどうかということは、先ほどの御答弁で、いろいろな客観情勢から見ても、これから現地精製、現地製錬ということが主体にならざるを得ない。今度はそれを運んでくる手段、こうなる。これは、船がなかったら運んでこれませんが、この点について通産省はどういふふうに考へているのか。船をつくることについては運輸省のほうですか、その点はいいですが、通産省としては、輸送手段の手当てについてはどういふふうに考へているのか、その点をひとつ明らかにしてもらいたい。

それから資源というのは、今度はわが国に持つてきて使ひますね。石油なら石油で、一つは重油として使ひますね。その場合の排気ガスの脱硫技術が、今後これからどこまで進歩するかが大きな課題になりますね。それから、重油という形でなく、ナフサからいろいろな品物が出てくる。ポリバケツみたいなものができてくる。このいわゆるごみというものの、これの処理も今度は考へないとなりまして、この処理も今度考へないとなりまして、資源は確保しました、日本の国はごみだらけになりましたというわけにいかぬ。これもやはり資源問題の一環として考へなければいけません。この点については、通産省としてどういふふうにお考へになつていますか。

○飯塚政府委員 資源につきましては、運輸というのが非常に大きな問題であることは御指摘のとおりでございますが、現在のところの邦船積み取り比率を考へてみますと、四十五年度の実績でございまして、鉄鉱石が三六％、石炭が三〇％、原油が約六〇％という比率になつております。こういう資源の安定的な確保という点から考へます

と、やはりなるべく邦船の積み取り比率を増大するというのが望ましいわけですが、通産省といたしましては、常々業界に對しまして、邦船の積み取り比率の増大ということを要請しておるわけですが、片一方、運輸省に對しまして、計画造船の中において邦船積み取り比率の増大を積極的に進めていただくようお願いをしておるところであります。

それから、第二点の公害対策の問題でございますが、公害対策といたしまして現在最も力を入れておりますのは、低硫黄原油の確保と脱硫設備の増設、それから天然ガスの導入等でございますが、これらの点につきましては、従来までの努力によりまして、漸次その効果があらはれていくというふうに私も考えております。

なお、最後にお尋ねの廃棄物処理の問題でございますが、これは化学工業局のほうからお答えを申し上げます。

○小幡説明員 お答えいたします。

石油化学製品、特に廃棄物の処理が大きな問題になりますのは、プラスチックの廃棄物でございます。この廃棄物対策といたしましては、昨年来厚生省及び通産省で協議をいたしまして、この対策を立てているわけでございます。

プラスチックの廃棄物が出てくる排出源といたしましては、一般の家庭のごみとそれから工場等の産業系のプラスチック廃棄物、この二つあるわけでございますが、一般の家庭のごみの中に入っている排出されるプラスチックの処理対策といたしましては、これは厚生省のほうにおかれまして都市焼却炉の高度化をはかっているという政策を立てておるわけでございます。一方、工場等の産業系から出てまいりますプラスチックにつきましては、これは通産省のほうにおきましてこの総合的な処理対策を立てておるわけですが、通産省の考え方といたしましては、基本的にはこれを有効に利用するという方向を進めてまいっているわけでございます。プラスチックは、その性格から申しまして、これをただ燃やしてしまうというのは

非常に不合理である。公害費用の低減、資源の有効利用という観点からいいますと、これは有効に利用すべきだということで、まずその技術の開発に現段階では力を入れておるわけでございます。当省におきましても、工業技術院の傘下の試験研究機関におきまして、廃プラスチックの切断、破碎、焼却、分解等の基礎的研究を進めております。また、光分解性プラスチックの研究開発にも着手しておりますが、一方民間におきましても、再生利用、分解による燃料油の製造、熱回収等の研究が活発に進められておりまして、再生利用等の一部の技術はすでに実用化されておるわけでございます。現在、プラスチック製造業の団体が中心となりまして、これらの技術の実用化を促進するためにプラスチック処理研究協会を設立いたしました。すでに千葉県船橋市の試験工場において、再生利用の実証プラントを運転しております。また、埼玉県越谷市において、専焼炉の実証プラントを建設中でございます。このために、通産省といたしましては、当該協会の研究に對して研究、開発のための資金援助を行なうこととしておるわけでございますが、これらの技術の発達に即しまして、現実に産業廃棄物を有効利用していくという計画を現在検討している段階でございます。

○二見委員 時間がありませんので、まとめてお尋ねします。

いまの再生利用の点で、私の聞いたところによると、プラスチックは石油に戻るんだ、そういう研究を進めているということですが、それが事実かどうか。またそれが事実であるとすれば、かなり可能性のあるものかどうか、これをお示しいただきたい。

それから公害対策としてのエネルギー源としては、石油じゃなくてLNGのほうがいいわけですね。これについては船の問題なんかもありますけれども、今後LNGを利用するということに関しては、どういう方向で行くのか。天然ガスですね、この可能性というか、見通しはどうなっているのか。

か。長期見通しのときよりもさらに高い見通しが立てられるのかどうか、それもお示しいただきたい。

これは大蔵省と通産省の両方に關係すると思えますけれども、どうせドルが余っているんだから、これを積極的に資源開発に活用すべきだという見解が通産省から出ましたね。大蔵省は否定的な見解ですね。大蔵省の場合には、まず原則的に否定なのか、原則的には否定しないけれども、こういう問題があるからいま踏み切れないのだ、そういう点をまず明らかにしてもらいたい。通産省で言う外貨政策というものは、どういう方向でやろうとしているのか、これをお示しいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは実は午前中谷村公取委員長にお尋ねしたんですけれども、それに関連するの一点だけお尋ねします。

エチレンを不況カルテルにした。エチレンをつくる段階では、ナフサは四十七年三月の段階で、四十七年度の需給見通しとして三百万キロリットル輸入するという見通しがあつたはずですが、不況カルテルになった場合には、三百万キロリットルのナフサというのは、輸入が減るのかどうか、その点をまとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○小幡説明員 お答えいたします。

私からは、プラスチックの廃棄物を有効利用いたしました。これを油にすることができるといふことが、プラスチックの廃棄物と申しまして、いろいろな種類がございます。非常に単純な一種類のプラスチックの廃棄物である場合と、それからいろいろなプラスチックが混合している場合と、大きく分けると二つございます。現に単純な一種類のプラスチックを油にする技術は、すでに実用化されております。これは現に商業規模で運転されております。それからいろいろな混合したプラスチックの廃棄物を油にする技術は、現在研究の段階でございます。実験室的には成功しております。

ますが、これは実用化のための研究をいま進めている最中でございます。

○飯塚政府委員 天然ガスの利用の問題でございますが、無公害燃料としまして天然ガスに對して私ども非常に期待をかけているわけでございますけれども、残念ながら天然ガスの供給源につきましまして、必ずしも明るい見通しは立てられておらない状態でございます。現在までのところ、アラスカの天然ガスが日本に輸入されておりますが、本年からブルネイから新たに入っておりますけれども、これだけでは無公害燃料として非常に大きな役割を果たすというわけにはまいらない。将来中東地域等におきまして天然ガス資源の開発にわが国企業も乗り出して、これによって大量の供給確保をはかる必要があるかと思ひます。

なお、船の問題が重要な問題であることは御指摘のとおりでございますが、これはわが国の造船会社も、すでにLNG運搬専用船を建造する技術的な能力は身に付けていると聞いておりますので、この点については心配ないかと思ひます。それから、外貨活用問題でございますが、私どものほうといたしましては、資源開発にこれが何らかの形で役立つような使い方にできないかというところで現在検討しておりますけれども、まだ成案は得ていない状態でありま。

○大倉政府委員 外貨活用問題、ただいま通産省からお答えございましたように、まだ政府としても成案を得るところまでまいっておりませんが、御質問の中で、方向はともかくとして何か問題があるのかというお尋ねがございましたので、ごくかいつまんでこういう問題があるということだけ申し上げてお答えにかえさせていただきます。と思ひますが、一つは、御承知のとおり、政府の手に入ります外貨は、輸出なり技術輸出なりをいたしまして、その方々が外貨を売り上げているわけでございます。したがって、その方々の手には円が入っております。したがって、外貨をじかに使いますときに、円の裏づけが

なしに外貨金融というものが出ていくことになり
ます。それが、円の裏づけがない外貨金融とい
うものと円金融と併存していくに伴ういろいろ
な問題が出てまいります。それが問題の一つで
ございます。

それからもう一つは、現在の外為法なり外貨
準備の考え方は、やはりいま申し上げましたよ
うな経路で国民が輸出その他を通じて取得され
た外貨を円を対価として買い上げて保有してお
るわけでございます。必要があれば輸入等のため
に円を売り渡すというたてまえで保有しておる
わけでありまして、したがってこれをどの程度ま
で運用できるのか、量的にどうか、法律的にど
うなのかという問題が、基本的な問題として
かなりむずかしいところがございます。どこま
でできるのか、現在鋭意研究をしておる。必要
があれば法律改正までいくかもしれませんし、円
原資の調達の問題があるかもしれません。この辺
を基本的な問題として研究を続けておりまして、
まだ成案は得ておりません。

さらに申し上げれば、そういう公的な資金を根
元といたしまして流動性をもつて保有しておる外
貨でございますから、これを特定のセクターに運
用するというにもおのずから限度があるという
ことも議論されております。

さらになお、技術的に申しますれば、かりに外
貨金融をいたしましたときに、それが直ちに円転
換されて再び外為に戻ってきたのでは、何をや
っておるのかわかりませんので、その辺の技術
的な詰めも必要かと思っております。

いずれにいたしましても、問題点として申し上
げたつもりでございますが、政府全体としてこの
問題をどう考えますか、もう少し時間をいただ
いた上で政府としての見解を申し上げる時期が
あるかと思っております。

○齋藤委員長 関連して、丹羽久章君の質問を許
します。丹羽久章君。

○丹羽(久)委員 重複するかもしれませんが、席
をたまたまあけておりましたので、すでに答弁が

終わっておりますけれども、自民党の議員と
してちょっと尋ねておきたいと思っております。

今度の石炭対策特別会計法の一部改正につ
いてありますが、通産省においでいただいてお
るようでありまして、通産省にお尋ねいたし
たいと思っております。

現在、日本の石油の使用量の増加率をちよ
つと教えていただきたい。年ごとにどの程度
ふえてきているかということ、ここ二、三年で
けつこうです。たいへんなふえ方だといふこ
とをいってありますが、それはわかりません
か。

○飯塚政府委員 四十六年におきましては、
ドル・ショックという異常事態がございま
したのでこれは別にいたしますと、それ以前の
状態におきましては、年々ほぼ一五、六%く
らいの伸びであります。

○丹羽(久)委員 四十六年のドル・ショ
ック以外は年々一五、六%とおっしゃるが、
少し数字が間違っていないでしょうか。私の
調べておる、また聞いておる範囲では、一〇%
や一五%じゃないといふことですか。世界で
一番たくさん油を使うのは日本だといつてお
る。一五、六%だといふ、古いことばなら
一割五分あるは一割六分、そういうことば
になるが、少し間違っていますか。それは
審議官、責任持った答弁ですか。

○飯塚政府委員 ちょっと説明が不足して
おりますが、四十六年はたまたま年央から入
っておりますので、最近数年間の平均をと
りますと、一五、六%でございます。したが
って、四十六年の異常事態を除いて、その前
の二年ばかりを考えますと、四十三、四年
との対比では二二%の伸び、それから四十
三年と五年との対比では一九%であります。

○丹羽(久)委員 議論はしませんが、数
字的には少し違っております。もう一度私
は調査しますが、新聞なんかの発表を見ま
すと、自動車のふえた、工業の進んだこの
状態から、日本の石油の使用量はたいへん
伸びて、そんな二〇%や二二%ではないと
私は思っています。

倍近くなっております。ここ二、三年の
間には非常にたくさん量が使われておると
いわれておりますが、これは通産省のあなた
が専門的におっしゃることだから、一応そ
う思っておきますけれども、もう一度私
も調べてみたいと思っております。

それから、日本の国内で産出する油、こ
れはどれだけの量か、海外から買入る油の
量はどのくらいになるのか、その点国民
の前に明らかにしておきたいと思いま
すから、お聞かせいただきたい。

○飯塚政府委員 国内におきまして産出
する原油は、約九十万キロリットルござ
います。この数年の間ほとんど変わって
いない状態です。わが国で使います原油
の九〇・七%は、海外からの輸入原油に
仰いでいる状態です。

○丹羽(久)委員 海外から買入るの
は九〇・七%、これは大体だれに聞いて
もそういう数字であります。その間で違
っていないかと思っております。九十
万キロという数字と九〇・七%、この
九〇・七%というのは海外から買入
れるとすると、〇・三%が日本の油
の産出量である、こういうことにな
るわけですか。

○飯塚政府委員 そのとおりでござ
います。

○丹羽(久)委員 次に、お尋ねいた
したいと思っております。これは、現在
九〇・七%、ほとんどが外国製
品であるとするならば、日本に貯蔵する
量です。どなたが持ちこたえるという
量を目標にしていらつしやるか。たと
えば自動車の場合、あるいは化学工場
の油を使うところ、火力発電所等々
は、通産省は経済の基本的指導の役
割をいまして、どなたが持ちこたえる
という計算を目標に置いていらつしやる
か、その点お尋ねいたします。

○飯塚政府委員 現在石油精製業界
におきましては、原油の備蓄量は約年
間消費量の四十五日分でございます。四
十五日分の石油の備蓄というものは、
世界的に見ますと少な過ぎるというこ
とでございます。今回の特別会計法、石
油公団法の改正等によりまして、備蓄
の増強に政府の助成も

ていこうとございまして、三年間に十五
日分の備蓄の量をふやしたいというこ
とでございます。

○丹羽(久)委員 時間がありません
ので議論を抜きにして申し上げますが、
四十五日分というものが、外国では大
体三月から四月というのを持ち分
だといっております。これはかつて菅
野和太郎通産大臣の当時に、私、質
問しておりましたが、記録を調べて
いただいてもわかりませんが、当時
は十五日間よりなかつた、あるいは
十七日くらいよりありませんとい
う通産大臣の話で、そんなことで日
本経済というものができていくのか、
もし油が入らないようになつたら暗
黒になり、自動車一台も動かないよ
うになつて、発電所はとまってしまう
、それではだめだといつて議論をし
ました。考えなければならぬというこ
とで、いまでは四十五日間だと言つて
いらつしやるが、よその国では大体
三月から四月、あるいは半年くらい
持ちこたえられる。それも大陸
続きですからね。先ほど質問せられ
たように、日本は島国であるから、
持ち運びにタンカーなり船を持
つていかなければならない。全然事
情が違ふのです。

そうすると、この四十五日という
ことが、ほんとうに四十五日間ある
かないかということに対して私は疑念
を持つ。先日は、石油開発公団の総
裁にきていただいていろいろ話をし
てみると、大体三十日ぐらいたと
えておられます。それ以上はちよ
つと困難であります。貯蔵して
いく上においても金もかかるし、
いま研究しておるといふ話であ
つたけれども、ほんとうに四十五日
間というだけの力はあるのかとい
ふこと。

さらに、これに対して、四十五日
という一カ月半です。その間にすべ
ての問題が解決すればけつこうです
けれども、せめても二、三月は貯蔵
する力を持つ。しかも三年後の計
画というものは、非常に微々たる
計画である。一体日本の工業がこ
れだけ進んできた中心になるもの
は何かといふ、油だろふと思つて
います。その油が三年たつた後
にもわずかの日にちより持つ力
を考え

ていないというような政策で、はたしてほんとうにこれで乗り切っているのでしょうか。もう一度その点はお尋ねしておいて、次の機会にこれを中心にして議論してみたいと思いますから、一応お答えいただきます。

○飯塚政府委員 四十五日の備蓄をほんとうに持っているかどうかというところでございますが、これは石油業法に基づきまして、石油精製業が法律に基づき届出を出しておる数量を集計したものでございまして、この数字は信頼するに値すると思っております。

それから六十日の備蓄に上げるのに三年後というところでいかどうかという問題でございまして、確かに御指摘の点はあるかと思ひます。ただ、備蓄を行ないますにつきましては、タンクの建設等の問題、それから原油の購入等の問題がございまして、相当な資金負担にもなりますので、十五日分を一気に一年間に引き上げるというようなことは、かなり過酷な要求を企業に対してすることになるおそれもありますので、当面のところは、毎年五日分ずつで三年後に十五日分というところで処理していかざるを得ないと思ひます。

○丹羽(久)委員 まだたくさん聞きたいことがあるのですけれども、関連ですから遠慮しておきます。

それで、最後の点になるわけですが、日本の一部分にすぎないけれども、非常に大きなウエートを示しておりますからこの点尋ねておきたいと思ひますが、ガソリン代は一リットル幾らかということを通産省は御存じですか。大体一リットル幾らかということと海外との対照率、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等々の国と日本のガソリン代、九九・七%を買う日本の油と自分の国で持っている国との油の代金、この差額というものを、日本は高いと思つていらつしやるか、安いと思つていらつしやるか。それは基本的な問題だと思つていられども、一点それをお尋ねいたしておきたいと思ひます。まず、一リットル大体幾らかということをお答えいただきたい。

○飯塚政府委員 国内におきましては、一リットル五十八円でございます。ガソリンの値段の中にはガソリン消費税も入っておりますので、消費税を含めた価格で各国と比較いたしますと、イギリス、フランスよりは日本のほうが割安でございますが、アメリカよりは高いというのが実情でございます。

○丹羽(久)委員 ガソリン代が安い。自動車も、いまから二十年前には大体八十万から九十万したものです。日本の国産品の乗用車一台というのは、いま二十数年たった今日でも、八十万あるいは九十万で買えるのです。そして油は、世界の国から見た日本は、全部タンカーで持ってきて、精製して、それを供給している。スタンドで売っている価格は、よその国は、自分の国で油がふき出て、自分の国である程度まかなっているのです。

もう一度はつきりした返事を聞きたいと思ふことは、その国と日本と対照した場合に、日本は安いとお考えになっておるか、高いとお考えになっているかということ。いま五十八円という価格を言われたが、五十五円のところもあるし六十円のところもあるが、一元や二元違つてもけっこうですけれども、まずたとえば平均して五十五円とした場合には、どうお考えになっているのでしょうか。それをひとつ審議官お答えいただきたい。

○飯塚政府委員 現在のガソリン価格をかりに五十八円といたしますと、その中で二十八円がガソリン税でございます。それを除いた残りの三十円というのは、税引きの価格ということになるわけでございます。これは、わが国のガソリンの価格と諸外国のガソリンの価格と比べてみますと、先ほど申しましたように、アメリカよりは高いけれども、イギリス、フランスよりは安いというような状態でございまして。ただ、油の値段を比較する場合に、ガソリンだけで比較することが適当かどうかという問題もあると思ひますが、原油から精製するものは、ガソリンのほかは重油とかナフサ、いろいろございまして、それぞれの国の

需要構成に依りまして、原油からのガソリン、重油等の取り率をきめておりますので、すべての石油製品価格を一括して比較してみませんと、はたして日本の石油製品価格が外国と比べて高いか安いのかという判断は、比較する場合には、すべての石油製品価格で比較して検討する必要があるのじゃないかと思ひます。

○丹羽(久)委員 その議論はまた今度、後日に譲ることになりました。

私の考えを申し上げますと、原油から軽油もとれば重油もとれる、あるいは灯油もとれる、揮発油もとれる。なぜ私がガソリンと称する揮発油だけを対象としたか。最近の自動車のふえ、そしてこれを使用しておる人たちの心がまえ等を私考えてみると、ガソリンが安い。安いから走り過ぎる。最近私痛切に感じたことは、必要な産業、工業の発達のために使つた油ならば、もっと安くしてやることも高くすることも、国民相談の上でいろいろきめていただくことはけっこうだが、ぜいたくのために、ふる屋へ行くにも自動車に乗っていくというふうな現状では、やはり考えなければならぬということを、私自身大蔵委員だけではなくて、交通安全対策というたてまえからいっても、これだけ自動車が増えてきた。その原因たるものは何だというと、一リットルたったの五十五円で買える。五十五円で小型なら十五キロなり二十キロなり走れるというふうなことで、油が安ければ自動車売れる。自動車が売れば、自動車が悪用されて町にはらんしていくということとを考えると、いささか税金に対する考え方、油に対する考え方というものが一本だけではいかぬやうなかつたところになってきた。何かの手を打たなければいかぬだらうというふうなことで、これはこれから税金問題になるから一応大蔵委員会でも取り上げてみたいと思つておりますが、その前段として、ほとんどよそから買わなければならぬ外国製品が、よその国と比較してみても、いろいろ税金はかけておられるけれども、思ったより安いという原因が出てきておられるのじゃないかということを申し上げるのです。もっと大切にものを使わなければならぬという一つの原因があるから、これをお尋ねしたわけなんです。

それから、海外の石油資源開発のために、二百五十八億圓使われるというところになっておると思ひます。そういう意味において、海外におけるところの開発をし、いよいよ油が出るようになったというところで、クウェートのアラビア石油なんかは大いに活躍しておりますが、これからもういよいよ相手に相手国と日本国との話し合いによって開発する、あるいは権限を委譲せられて開発したとき、平和なうちはいいけれども、もしもの事態が起きたときには、開発したその石油を持ってくることはできるという保証があるかどうか、その見通しは十分つて開発に乗り出されたのかどうか、その点どうでしょうか。これに対する通産省の考え方、そして石油開発との話し合い、それはどうでしょうか。これはたいへんだと思ふのです。

私はクウェートへ行つて、アラビア石油の出しておるところを見た。山下さんも行かれたけれども、あそこから運んでくるということは、平和なときはいいけれども、平和でなくなつたときには、封鎖せられてしまつたら、少しも入らないというおそれもあると思ふのです。そういうふうな事態が起きてきたとき、日本国は憲法によつて戦争は不介入である、戦争を放棄しておるというところからいって入つてくれば、けつこうです。それははたして、相手国との開発におけるところの話し合いにおいて、それは十分にできる国をやられるのか。そういうことは考えない、そういうときにはそのときの処置として考えていくというのか。その点どうでしょうか。

○飯塚政府委員 わが国で開発した油が不幸にして引き取れない事態というのは、たとえば局地的な戦乱の際とか、あるいは相手国政府から日本の企業がならまれて出荷停止とか、そういう場合です。幸いにして現在まで、開発いたしましたアラビア石油は、サウジアラビアに本拠を置きまして、サウジアラビアとクウェートの中立地帯でござ

さいますが、両方の国ともOPEC諸国の中では比較的穩健な立場をとっておりますので、先方との話し合いにおいて、そういった日本側の危惧も十分向こうに会社側から伝えておりますし、ほかの国におきまます開港に比しては、引き取りにつきまして比較的安泰な状態にあるということは、申し上げ得るかと思ひます。

○丹羽(久)委員 どうもありがとうございます。それじゃ審議官、申し上げておきますが、安泰なときはけつこうであるし、日本の国は戦争には不介入であるという原則があります。だから、安泰なときのことを考えて言うんじゃない。もしも相手国がござるときに、それを保障して、日本は平和国家であるから、関係なしでくれるような条文が何かちゃんとでき上って話し合いが進められておるのか。これからもやろうとするならば、まず前提としてそういうことを考えなければならぬ。戦争が始まったって、自分の国が必

要だから、もうおまえのところに、掘って出ておる、金は出しておるけれども、お断わりだというふうな事態になつてきたら、これは何にもならない。これはやはり、外交の上において、資源開発をする上において、相手を信用するのみだということではなくて、一つのそういう条約をきちつと結んだ上においてやらないと、相手が日本から出ていった会社ですというわけにはいかない。日本政府の責任になると思ひます。よ。あなたは通産省の審議官で、よく御存じだと思ひますが、あの飛行機、YSの問題でも、契約書が書いてあったがために、他の人に売らしたといつて何十億という賠償金を取られておるでしょう。一機の飛行機も売ってくれぬからというところで、それじゃもうとも日本は困るということでは、かのパイヤーを頼んで売った。そしたら、契約書を突きつけて、一切の権利は私のほうにまかして私の国で売らせることになつておつたのを、人に頼んで売ったことはおまえのほうのかつて、だからそのマージンは全部よこせといつて、何十億

という金を払われた。それが決算委員会の問題になつて、最後の結末は、常務がやめなければならぬ、社長がやめられたというふうなことで、あと始末はどういうふうな片をつけたか知りませんが、そういう事態が起きてくる。

だから、これから開港をせられる上において、私は、十一兆数千億の予算を計上するうちに、この石油開港というものに二百五十八億や三百億なんというふうな金は、全く涙金にもひといし。

これはよく言わねば問題でない。三千億や四千億でも見たというならばとなく、これはもう努力はよくわかりますけれども、一挙にはそうやることはできないからそういうことになつたろうと思ひますが、かつてケネディはどう言つたか。海中開港と宇宙開港だけにどだけのが金がかつてもこれはやるべきであるといふことを、十数年前すでに、彼が死ぬ三年前にそういうことを言つておる。日本はずいぶん立ちおくれしておるんです。資源の問題については、だから私は、この金額は決して多い金額ではない、少ないとむしろ思つておりますが、どうかひとつ十分に御検討していただいて、そして日本の将来のためにあらゆる角度から検討していただきたいことをお願いいたします。

たいへん長くなりまして、委員長、どうもすみませんでした。

○齋藤委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 わが国における第一次エネルギーの石油消費量は二億キロリットルをこえるといふふうにいわれておりますけれども、世界の消費量の中でも、日本の消費量は一割を占める。こういうふうな大量消費国であると同時に、また世界最大の輸入国でもあるわけですから、日本の輸入原油については、いま御質問ありましたけれども、約九七・七%が海外からの輸入であるといふふうにいわれておりますけれども、日本の輸入原油の七〇%が、アメリカの石油会社を中心とする、いわゆるメジャーを含めて、お金を借りていふという代償として、原油の輸入面では一〇〇%

の買い取りが義務づけられている、こういうふうな、いわゆるひもつき原油が圧倒的多数なわけでございます。石油の開港面においては自主開港といふようなことが現在盛んにいわれておりますけれども、この精製量の五五%は何かの形で外資が開港をしていて、あるいは提携の会社である。また、そのほかのものについても借金をしているといふ会社が非常に多いわけでございます。自主開港といふことを打ち出しても、精製の段階あるいは販売ルートはほとんどはアメリカやメジャーに占められていて、これが現状であるといふふうな考えますけれども、一体、自主開港といふことを盛んにいま主張されておりますけれども、これらの現状について通産省はどのような認識を持たれておるのか、お伺いをいたします。

○飯塚政府委員 わが国の精製業は、戦後再開されたものが多くございまして、戦後、アメリカの占領下におきまして、アメリカの影響によりまして、かなりアメリカ系の外資が石油精製業に出てきております。その結果、たゞいま御指摘のように、精製部門におきましては、約五〇%は外資系でシェアを占めております。この五〇%も、実は石油業法を主体といたしまして行政指導によりまして漸次民族系の比率は上がつてきたわけでございますが、上がった結果、現在の時点で五〇%が民族系であり、残りの五〇%が外資系であるという実態になつておるわけでございます。わが国の企業がせつかく海外で開発した原油が、外資系の企業が外資との原油購入についてひもつき契約を強制されておるためにスムーズな輸入ができないうふうな御指摘でございますが、まず、外資につきまして、通産省といたしまして従来から指導をしてまいつたわけでございますが、四十四年以前におきましては、五〇%の外資が入つておる企業につきまして、原油の購入につきましては一〇〇%ひもつきといふような強制をされておつたわけでございます。それに対しては、通産省といたしましては、そういう実態は

やはりおかしいということで、石油業法に基づきまして設備の許可を行なつておりますが、この際、四十四年度以降新設する設備については、ひもつきの原油購入量といふのは外資の比率までを限度とする。つまり五〇%の外資の精製会社につきましては、従来は一〇〇%原油をひもつきで買わされておつたのを、五〇%までそのひもつきの量を下げよという指導をしてきたわけでございます。四十四年度の設備許可したもの、移働は大体四十七年の四月くらいからでございますので、漸次そういう行政指導の効果が引き取りの面でもあらわれてくるのではないかと、この面が一つであります。

それからもう一つは、アラビア石油が従来からサウジアラビアにおきまして開港をやつておるわけでございますが、この引き取りの問題が実は大きな問題であつたわけでございます。現在二千万キロリットルばかりわが国に持ち込んでおりますけれども、この引き取りにつきましては、民族系のみならず、外資系の石油精製企業に対しまして、生産の割合に応じて引き取るように行政指導をやつておりました。それが現在まで着実に実施をされておる状態でございます。

○小林(政)委員 石油精製の問題一つを取り上げても、現状では五〇%以上がいわゆる外資系の提携会社等によつて占められていて、こういうことでございまして、これでは、私は、わが国の石油政策といふものが、現状ではやはりアメリカ及び七大国際石油資本の支配下に実際には置かれていて、こういうことではないかといふふうな考えますけれども、この点についてどうお考えになつていらつしやいますか。

○飯塚政府委員 石油業法施行以前、つまり昭和三十六年以前におきましては、そういう事態がかなり濃厚であつたわけでございますが、そういう事態を放置することはわが国の石油政策上好ましくないといふ認識の上に立ちまして、石油業法が施行されまして、石油業法に基づきます設備許可等を通じて、外資の支配といふのをできる限

○・八％、水力が六・三％、石炭が二〇・七％、その他が二・二、合計一〇〇％という、こういう構成比になっているわけですし、また五十年を展望して書かれている数字を見ても、石油の場合には七三％、水力は四・五％、石炭の場合には一八・一％、その他四・四％、こういう数字になっているわけですね。特にわが国の国内エネルギーの中で、石油とかあるいはまた水力、こういったようなものが、年々年度を追って計画では減少の傾向を示しておりますし、四十五年度の石炭の供給量は四千五十八万トン、この数字は、比率でもって示せば二〇・七％になるわけですね。でも、その割合というのは、国産がわずかに八・一％、そうして輸入が一二・六％、輸入があるかに国産を上回る、こういう数字になっておるわけでございます。私は、石炭鉱業審議会等が昭和五十年に二千万トン以上の需要の確保をうたっておりますけれども、国内のエネルギーのウェイトをもっと高めていく、そうして国産炭の比重というものが、高めていく必要があるのではないだろうか、需要の拡大を積極的にはかっていくことが総合的なエネルギー計画という点からきわめて重要な点ではないかというふうに考えますけれども、この点について、基本的なお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○青木政府委員 数字につきましては、ただいま御指摘のとおりでございますが、何しろエネルギー革命の中におきます石炭産業の非常に不利な立場もございまして、だんだん自然条件が悪くなっている中で、極力国の助成策によってなるべく多くの需要を国内炭に見出していくのが、われわれの姿勢でございます。その範囲においてわれわれとしても努力していく所存でございます。

○小林(政)委員 私は、わが国の石炭政策をきょう時間がなくてここで論議できないことはたいへん残念ですけれども、天然ガスや電力も含めて、水力あるいは石炭、そういったものをもっと総合的に開発をしていくということが、いまわが国の資源問題にとって非常に重要だということが一つ

の問題と、それからもう一つは、国際石油のいわゆる独占というものを通じての海外からの石油の輸入をするということではなくて、ほんとうに産出国との平等互恵の立場に立った、こういう状態での貿易をします今後広げていく、あるいはまた社会主義国に対する貿易で燃料やエネルギーの輸入増をはかっていくべきだということを中心にして、やはり総合的、計画的な、そうして民主的なわが国のエネルギー総合計画というものを、ほんとうにいま立てていかなければならない重要な時期ではないかというふうに考えております。この点を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○齋藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、十三時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

昭和四十七年四月二十五日印刷

昭和四十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D